

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和3年10月
消費・安全局動物衛生課

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生時には…

まん延防止対策

発生国・地域

国
(農林水産省)

連携

都道府県
(家畜保健衛生所)

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- ・農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- ・補完的に提供する埋却地の準備
- ・防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

農場での飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準等）

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- ・家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

患畜の早期の発見・通報

- ・特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- ・患畜等を発見した旨の届出

家畜の所有者

都道府県
(家畜保健衛生所)

国
(農林水産省)

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定
(緊急防疫指針の策定)
財政支援（消毒費用等）
人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

まん延防止措置

- ・発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- ・消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかな処分（動物福祉に配慮）
- ・患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- ・指定家畜の予防的殺処分（ASF及び口蹄疫のみ）

発生農場

国の財政支援

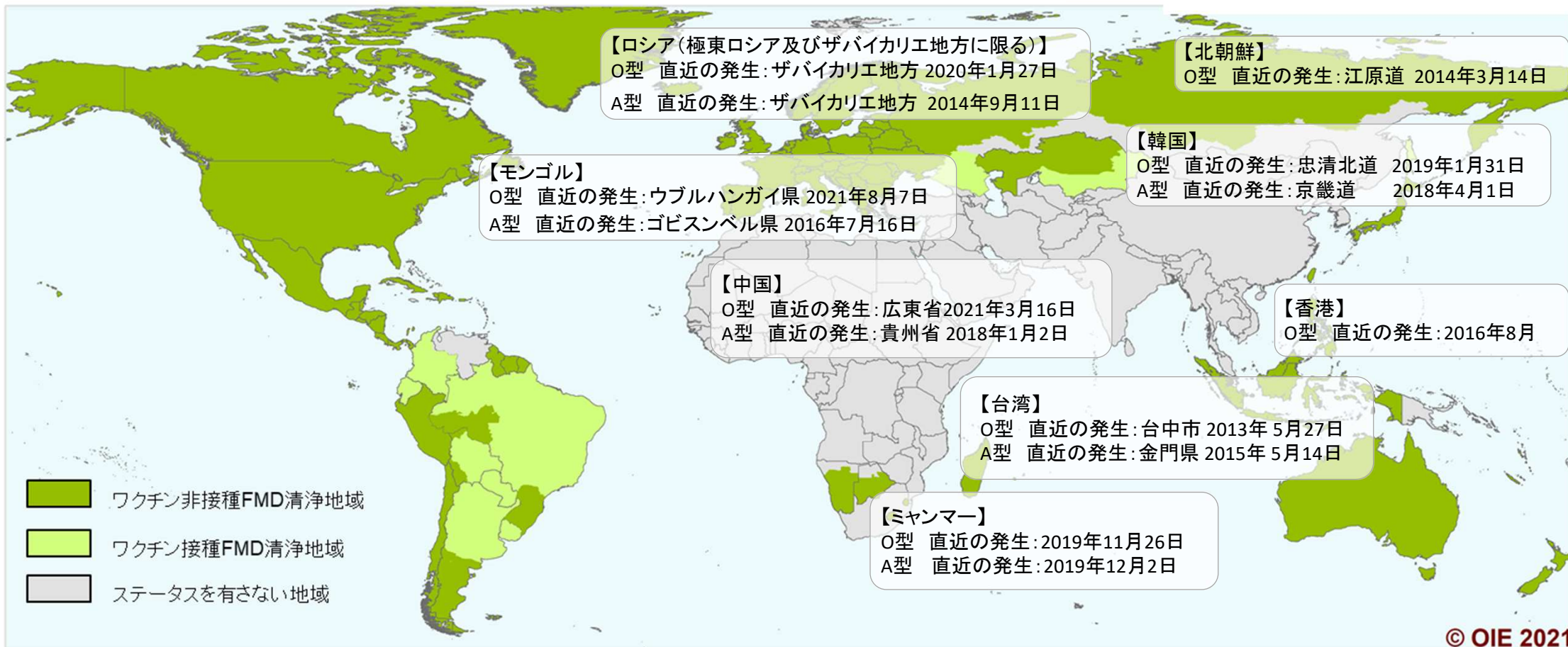
- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- ・必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- ・指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- ・家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- ・移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

人的支援（疫学調査チームの派遣）
財政支援

近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 本病は中国、韓国等の近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。

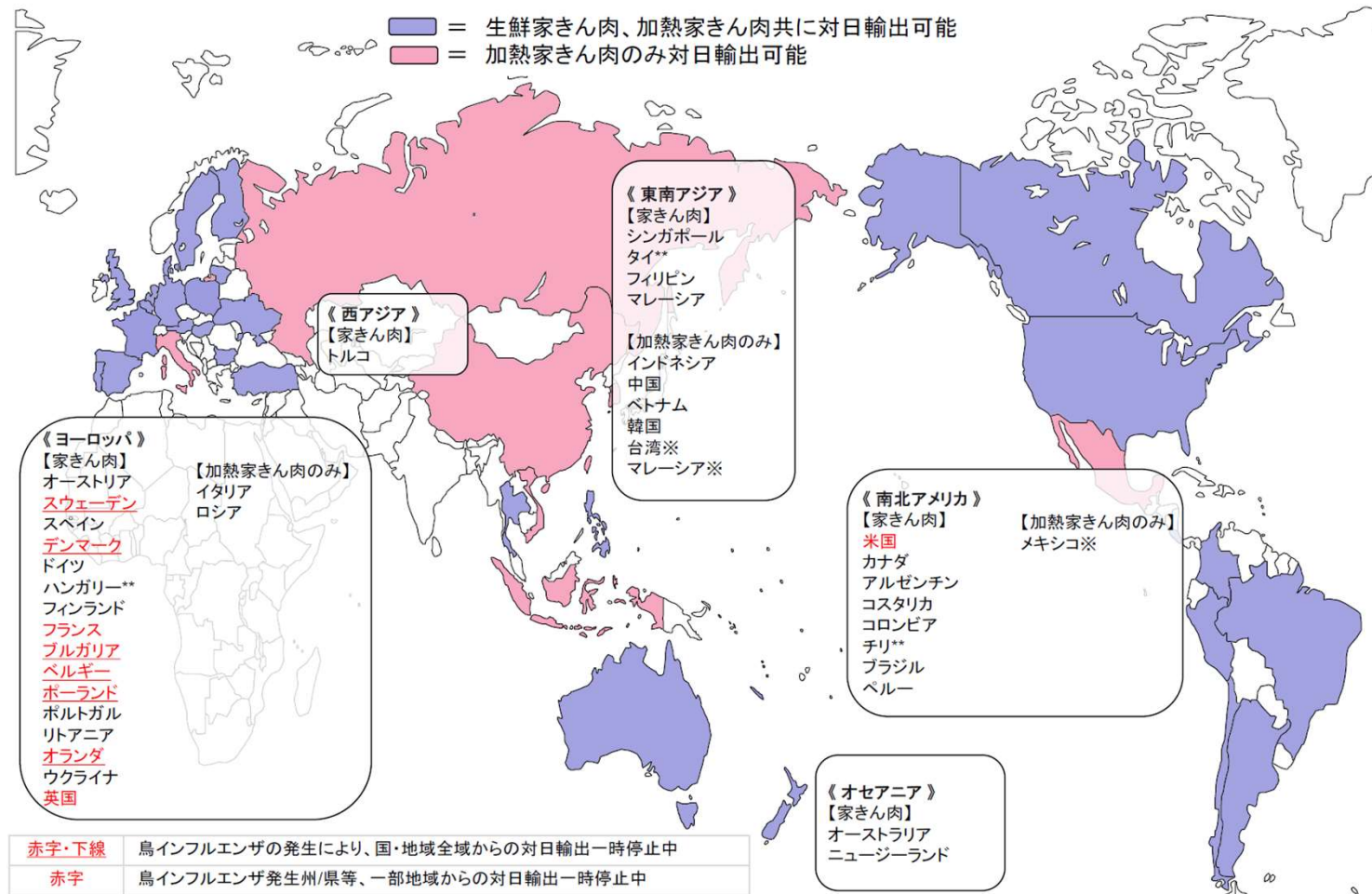
口蹄疫(FMD)のOIEステータス認定状況



海外における高・低病原性鳥インフルエンザの発生状況とそれに伴う我が国の措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には発生国又はその一部の地域からの家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・ アジア諸国を対象に、本病のまん延を防ぐため、国際機関を通じ、防疫対策を支援。

家きん肉の対日輸出可能国

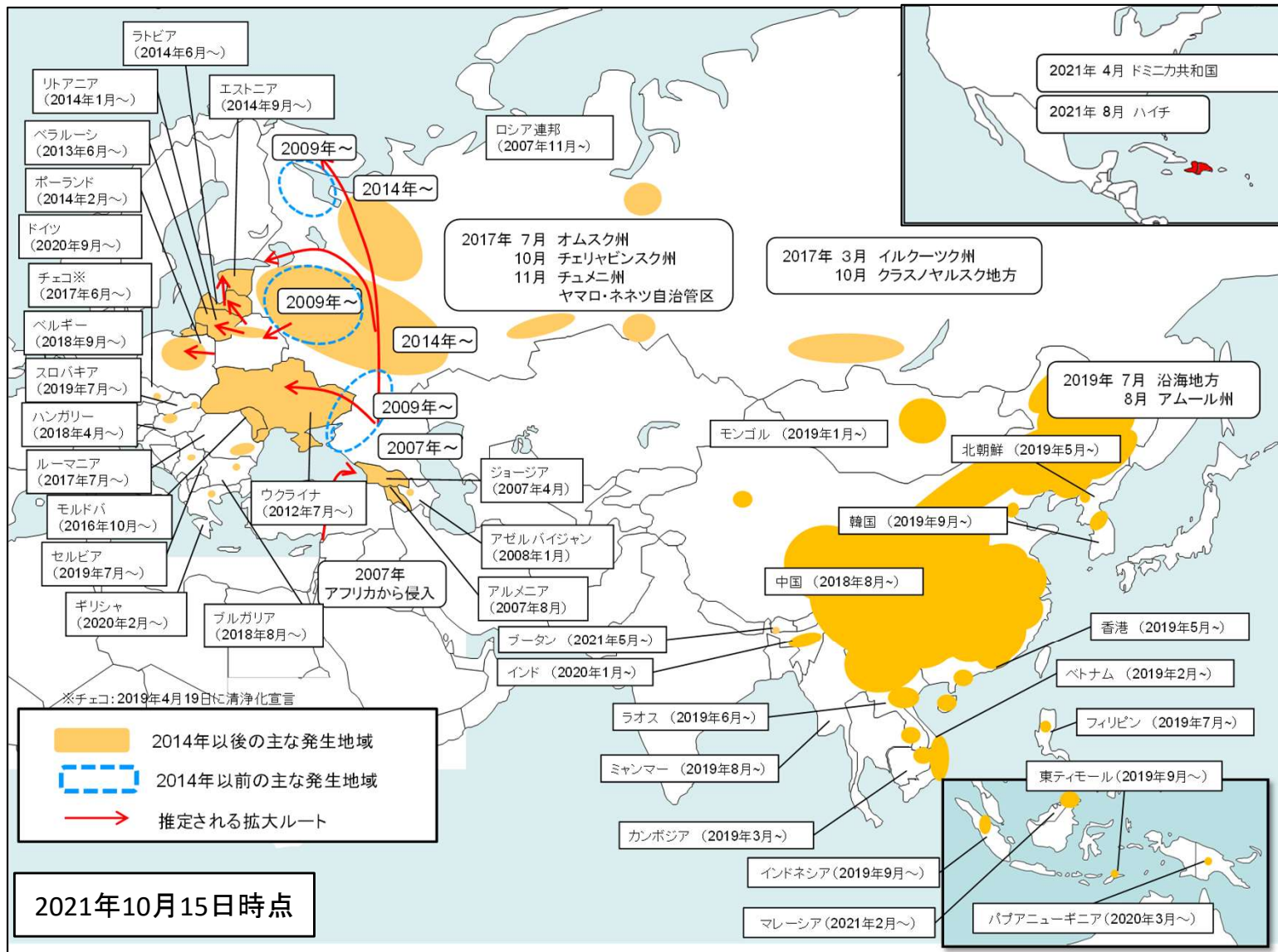


赤字・下線	鳥インフルエンザの発生により、国・地域全域からの対日輸出一時停止中
赤字	鳥インフルエンザ発生州/県等、一部地域からの対日輸出一時停止中
※	家畜衛生条件は締結されているが、指定施設がないため事実上対日輸出不可
**	鳥インフルエンザ発生時も加熱処理家きん肉については対日輸出が可能

2021年10月15日時点

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

- ・ 本病は主に欧州、ロシアで継続的に発生がみられるが、2018年にはハンガリー、ブルガリア、ベルギーで、2019年にはスロバキア、セルビアで、2020年にはギリシャ、ドイツで、2021年にはドミニカ共和国、ハイチで新たに発生し、感染地域が拡大している。
- ・ 2018年8月中国において、アジアで初めて発生し、2019年4月19日にはすべての直轄市、省、自治区で発生が確認された。2019年以降はモンゴル、ベトナム、カンボジア、香港、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、フィリピン、韓国、インドネシア、東ティモール、インド、マレーシア、ブータンでも発生が確認されており、人や物を介した我が国への侵入リスクが一層高まっている。



中国の発生をふまえ 強化した対策

<国内対策>

- ・ 豚及びいのししの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底。
- ①人、物、車両によるウイルスの持ち込み防止
- ②野生動物対策
- ③食品残さ給与に関する指導

<水際対策>

- ・ 検疫探知犬の増頭
- ・ 中国などのアジアのリスク国からの直行便の携帯品検査を強化
- ・ 国際郵便物の検査を強化
- ・ 靴底消毒及び車両消毒の実施状況の点検
- ・ 船舶・航空機の厨芥残渣の適切な処理を指導
- ・ 広報活動の強化
- ・ 機内アナウンスの実施
- ・ 関係省庁との連携強化 など

<国際連携>

- ・ 日中韓の共同提案により「OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合」を毎年開催

※参考

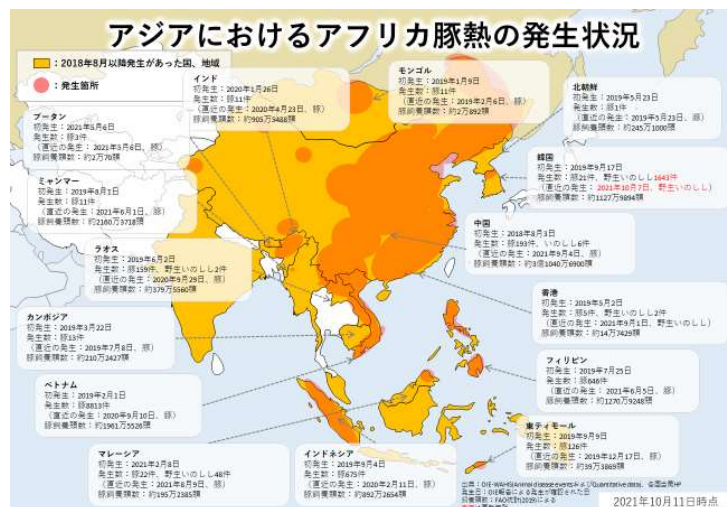
- ・ 旅客が携帯していた豚肉製品から、アフリカ豚熱ウイルス遺伝子を検出。一部からは、感染力のあるウイルスを分離。

越境性疾病の侵入防止策について

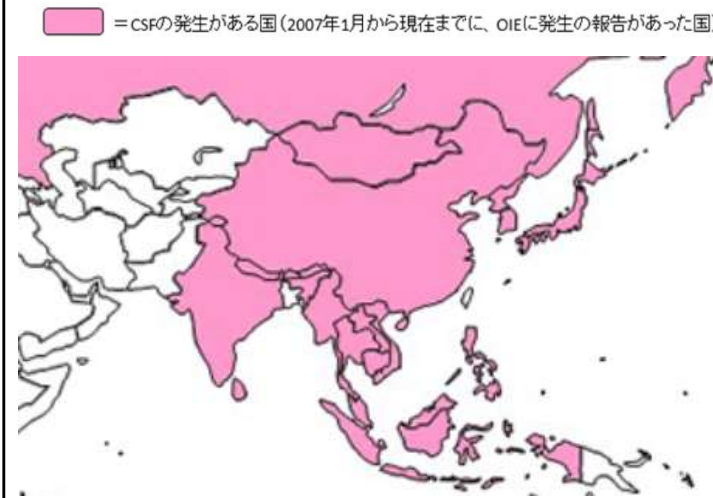
1 基本的考え方

- (1) 2000年、2010年と口蹄疫が発生したが、日本は、アジア唯一の口蹄疫ワクチン非接種清浄国（豚熱については、2018年9月、26年ぶりに発生が確認され、2020年9月にステータス消失）。また、近年欧州で拡大しているアフリカ豚熱が、2018年8月にアジアにおいて初めて中国で確認され、2019年以降アジアでの感染が拡大している。
- (2) アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、今後も我が国に越境性疾病が侵入する危険性は高く、国際空港・海港における水際での検疫を強化する一方で、国内では侵入する可能性があるという前提に立ち、国、都道府県、畜産農家など関係者が連携・協力して、実効ある防疫体制を整備することが必要。

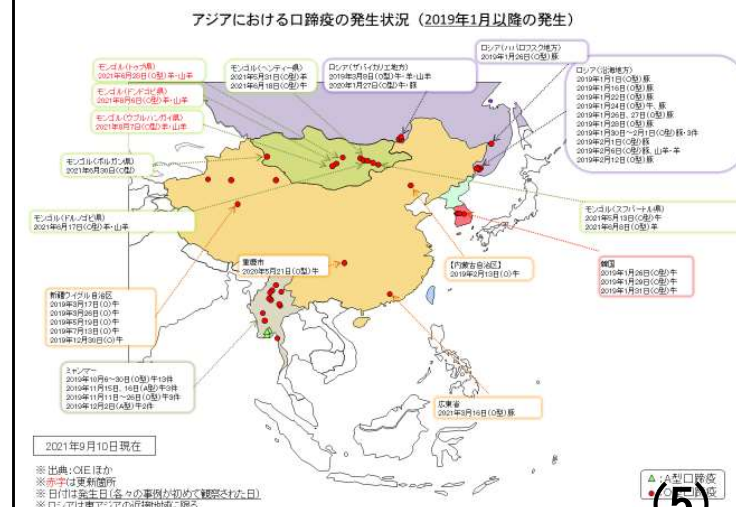
アジアにおけるアフリカ豚熱発生状況



アジアにおける豚熱発生状況



アジアにおけるFMD発生状況



越境性動物疾病の侵入防止策について

2 国内への侵入防止策

(1) 広報活動の強化

- ・ 中国国内SNS（Weibo等）ベトナム国内SNSなどに情報発信
- ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便・韓国便は全便数のうち約9割）
- ・ 広報ポスターの掲示（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5000万円以下）の罰金増額を明示）

(2) 畜産物の違法持込みの取締

- ・ 検疫探知犬による探知活動
- ・ 職員による質問（通訳を配置）
- ・ 税関と連携した旅客の携帯品検査の強化
- ・ 国際郵便物の検査を強化
- ・ 畜産物の違法持込みに対する対応の厳格化

(3) 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理の指導（全167処理業者）



広報ポスター



検疫探知犬による探知活動

3 国内における侵入防止策

(1) 春と秋に都道府県防疫担当職員を参集し、越境性動物疾病の情報、対策のポイント等を共有

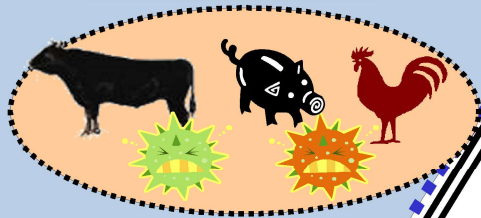
(2) 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- ・ 農場内に衛生管理を重点的に行う衛生管理区域を設定し、飼養衛生管理者の監督の下、人や車、物の出入りの制限や洗浄、消毒を徹底
- ・ また、直接、越境性疾病の侵入防止を目的とするものとして、
 - 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないこと
 - 肉を扱う事業所から排出された食品循環資源を由来とする飼料を利用する場合、90度以上で60分間以上の加熱等の処理が行われたものを使用することを指導

国際空港・海港における水際検疫の強化

- 海外から口蹄疫、アフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 2020年3月に家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月1日より、出入国者に対する質問、携帯品の検査や、違法畜産物を廃棄することが可能となり、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

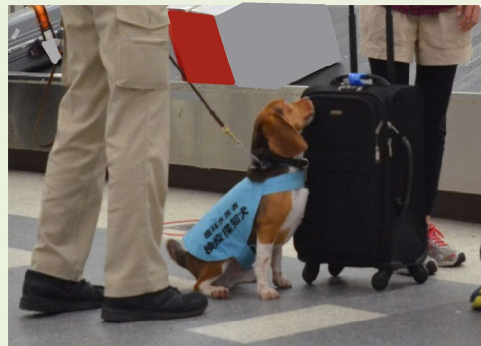
動物検疫に関する
注意喚起



発生国からの入国者への
質問の実施



動植物検疫探知犬による
手荷物検査



消毒マットを用いた
靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、
鶏などの家畜に接触したり、
牧場、と畜場などの畜産
施設に立ち寄りましたか？

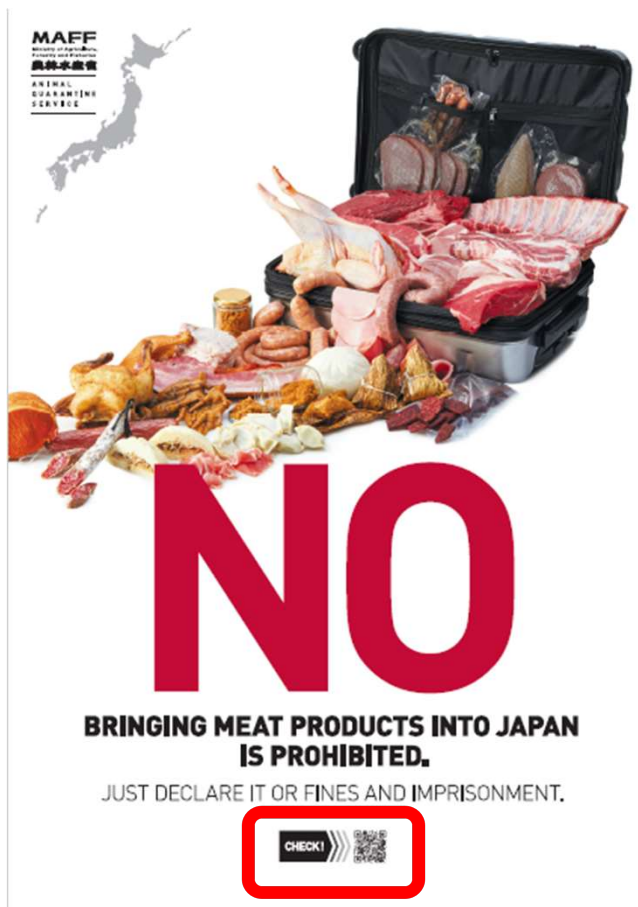
Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の
土に触れた衣類や靴などを
所持していますか？ ハム
、ソーセージなどの肉製品
を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に
家畜に触れる予定がありま
すか？

(必要に応じ、英語、中国語、
韓国語等を記載した資料を使用)

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、各ポスターにはQRコードを添付。



日本における動植物検疫探知犬の概要

検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- ・アジアのアフリカ豚熱発生国等からの高リスク便の旅客等の検査に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、全国で140頭体制を構築

参考：年度毎の探知犬配置総数

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	29	53	96	105	140

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類

ハム、ソーセージ類

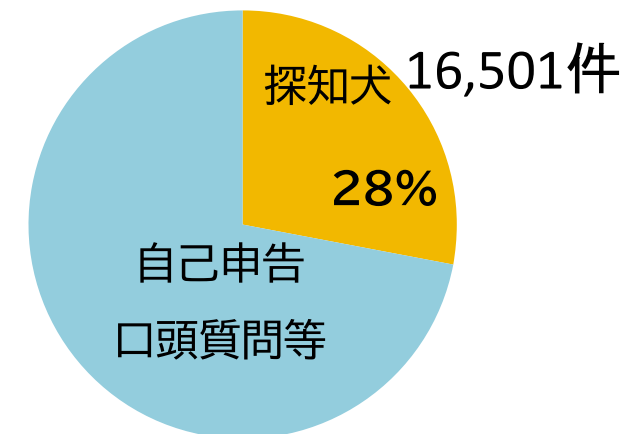


餃子等の肉製品

果物



検疫探知犬の禁止品探知実績（R2速報値）



携帯品及び郵便として持ち込まれた禁止品等(59,845 件)の28 %

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離

- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化

モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等
検査期間：2015年6月～2021年10月（総検査検体数1480件）※

搭載国	畜種	分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)	調査時期
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	2015年度
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
台湾		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	2016年度
フィリピン		ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株)	
ベトナム	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
ベトナム		鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株)	2017年度
台湾		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株)	2018年度
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(2株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	2019年度
中国	豚	アフリカ豚熱ウイルス(2株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
ミャンマー	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	2020年度
フィリピン	豚	アフリカ豚熱ウイルス(2株)	

※2021年10月15日までに検査終了した検体数



ニュース・お知らせ

2020年11月17日
海外から日本への肉製品の持込みに関するご協力のお願い

このたび、フィリピンから日本へ違法に持ち込まれた豚肉製品から、感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスが検出されたことから、農林水産省動物検疫所より、再度、日本への肉製品の持込みに関する、技能実習制度の監理団体・実習実施者の皆様への周知、注意喚起の依頼がありました。



★注目情報★

- 中国・ベトナム、フィリピン等から持ち込まれた携帯品96件から、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子を検出（2021年10月15日現在）
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件（※1）、2020年8月、12月にフィリピンから持ち込まれたソーセージ2件（※2）からアフリカ豚熱ウイルスを分離



豚肉ソーセージ
（北京から新千歳空港）



自家製餃子
（上海から羽田空港）



ソーセージ
（上海から羽田空港）



ソーセージ
（延吉から関西空港）



自家製ソーセージ（※1）
（青島から中部空港）



ソーセージ（※1）
（上海から中部空港）



ソーセージ（※2）
（マニラから羽田空港）



ソーセージ（※2）
（マニラから羽田空港）

畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発

Quarantine

動物検疫所からの重要なお知らせ

2019年4月22日から
海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化しています。

 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法改正により、**2020年7月1日**から
違法に畜産物を持ち込んだ場合は、**3年以下の懲役又は最高300万円の罰金**が科せられます。
(法人の場合は、**最高5,000万円**)

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持込みについて詳細はこちら](#)



(別記様式7号)

警告書

No. _____
年 月 日

殿

国 籍 : _____
生 年 月 日 : _____
パスポート No. : _____
personal Id. No. : _____

農林水産省動物検疫所
家畜防疫官

貴殿は、年 月 日、別紙の畜産物等を日本に不正に持ち込みました。このことは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（以下「法」という。）第36条第1項又は法第37条第1項の規定に違反する行為に該当するため、改めて日本の法律を遵守し、輸入が禁止された畜産物等を二度と持ち込まないよう強く要請します。

なお、貴殿が再び不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合には、刑事処罰を求めて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく措置（告発）等を取ることがあります。

農林水産省動物検疫所
住所 : _____
電話 : _____ FAX : _____

注「違反品目録」を添えて2部（原本、カーボン複写）を作成し、捺印を押印後、1部（カーボン複写）を被警告者に交付の上、1部（原本）を保管すること。

私は、法第36条第1項（輸入禁止）又は法第37条第1項（輸入のための検査証明書の添付）及び法第40条第1項（輸入検査）の規定に違反し、年 月 日、別紙の畜産物等を日本に持ち込みました。

今回、家畜防疫官から、法第1条（目的）、法第36条第1項、法第37条第1項、法第40条第1項及び関連する規定（対象地域・畜産物の内容等）のほか、法第63条に基づく刑事罰の内容（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合5000万円以下）の罰金（法第69条））について説明を受け、自己消費その他の目的に関わらず、畜産物等を持ち込めば違法行為として、その者は処罰されることを理解しましたので、今後二度と輸入禁止物等を持ち込みません。

警告書を確かに受領しました。

受領日 : _____ 年 月 日
入国手段 : _____
便 名 : _____
住所（日本滞在先住所） : _____
滞在期間 : _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
氏 名 : _____
電話番号 : _____
自 署 : _____

【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と輸入禁止物を持ち込まないよう要請。今後、不正に持ち込んだ場合は告発等の措置を執ることがある旨警告。
- 違法行為に該当することを理解し、今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まない旨を誓約。

家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚熱は、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、69例の発生を確認（7月19日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは2020年11月に香川県で2年ぶりに発生して以降、52例の発生を確認（5月27日現在）。
- 牛の結核やブルセラ症は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数） 注2

年（西暦）	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
口蹄疫	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	313	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	218
牛海綿状脳症（BSE）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー（羊）	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	8
高病原性鳥インフルエンザ	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	19
低病原性鳥インフルエンザ	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2021年7月までの集計結果（ただし、2021年については速報値）。

我が国における豚熱の発生状況

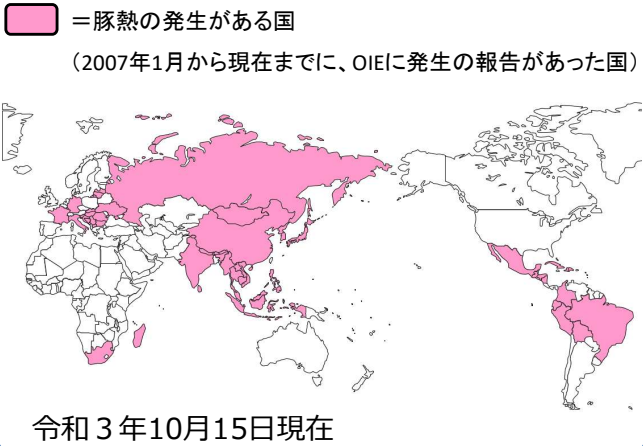
- 豚熱はアジアをはじめとする世界各地に分布。我が国の豚熱に係るOIEステータスは、2007年4月から清浄国であったが、平成30年9月、岐阜県岐阜市の養豚場において国内で26年ぶり発生したことを受け一時停止となり、令和2年9月3日に清浄国のステータスを消失した。
- 平成30年9月以降、令和3年10月15日までに72例の発生を確認。各事例について、適切な封じ込め措置を実施。
- 野生イノシシの感染拡大防止対策を実施するとともに特定家畜伝染病防疫指針を一部改正し、令和元年10月25日から飼養豚へ予防的ワクチンの接種を開始。

豚熱をめぐる経緯

1992年(H4) 国内最終発生(当時)(熊本県)
1996年(H8) 豚熱撲滅体制が確立し対策事業が開始
2006年(H18) ワクチン接種全面禁止
2007年(H19) OIEに本病の清浄化を宣言
2015年(H27) OIEの公式ステータスを獲得
2018年(H30) 9月、26年振りの発生(岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県の15県で計72例発生)

世界の発生状況

中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。



平成30年9月以降の発生

都道府県	畜種	防疫措置対象	殺処分頭数
岐阜県	豚、いのしし	発生農場: 22、関連農場: 2、関連と場: 2	69887
愛知県	豚	発生農場: 18、関連農場: 28	65296
三重県	豚	発生農場: 3	21215
福井県	豚	発生農場: 2	997
埼玉県	豚	発生農場: 5	7607
長野県	豚	発生農場: 2、関連農場: 1、関連と場: 1	2943
山梨県	豚	発生農場: 3、関連と場: 1	5168
沖縄県	豚	発生農場: 7、関連農場: 3	12381
群馬県	豚	発生農場: 3、関連農場: 1	20697
山形県	豚	発生農場: 1	1327
和歌山県	豚	発生農場: 1	290
奈良県	豚	発生農場: 1	1089
栃木県	豚	発生農場: 2、関連農場: 1	39000
神奈川県	豚	発生農場: 1、関連農場: 1、関連と場: 1	4442
滋賀県	豚	発生農場: 1	1400

飼養豚への予防的ワクチン接種

・防疫指針に基づき、イノシシ感染地域との畜産業や養豚業の関係性の強さや、飼養衛生管理の徹底のみでは豚等における感染防止が困難と認められた32都府県をワクチン接種推奨地域に設定。

野生イノシシ対策

○捕獲の強化(36都府県)

・豚熱感染イノシシが確認されている県及びその隣接県において、捕獲重点エリアを設定し、イノシシの捕獲を強化。

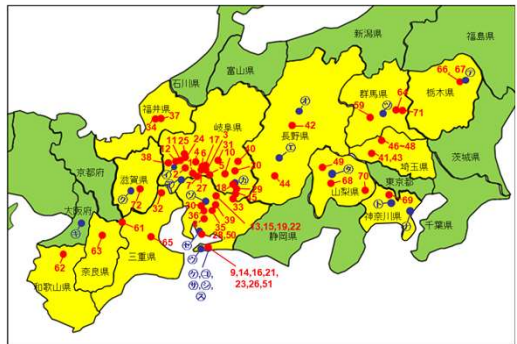
○野生イノシシの感染状況調査

・全都道府県において死亡イノシシ及び捕獲イノシシの検査を強化。

○経口ワクチン散布(23都府県) ※一部散布準備中

・豚熱感染イノシシが確認されている県のみならず、ウイルスの拡散防止のため、未確認県でも散布を実施。
・令和2年4月以降、新たに東京都、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県で経口ワクチンを散布、福島県、山形県、宮城県、鳥取県、岡山県、岩手県、秋田県、青森県、四国4県を散布対象地域に追加。

令和3年10月15日現在



〈令和3年10月20日時点〉

<野生イノシシ検査状況(平成30年9月13日以降)>

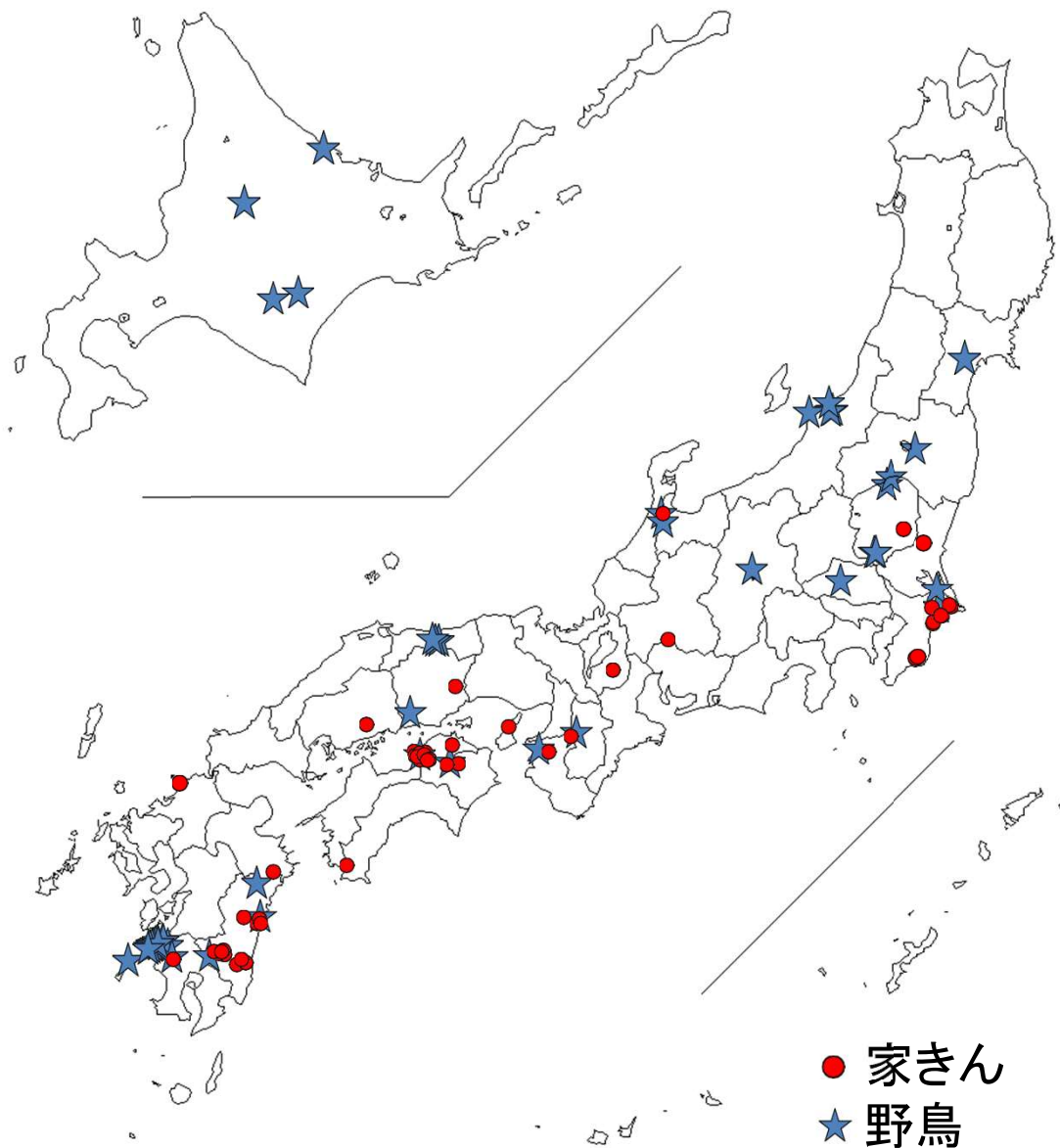
宮城県	陽性 31 頭、	陰性 276 頭(計 307 頭検査)
山形県	陽性 25 頭、	陰性 285 頭(計 310 頭検査)
福島県	陽性 29 頭、	陰性 371 頭(計 400 頭検査)
茨城県	陽性 110 頭、	陰性 1,610 頭(計 1,720 頭検査)
栃木県	陽性 55 頭、	陰性 887 頭(計 942 頭検査)
群馬県	陽性 125 頭、	陰性 2,318 頭(計 2,443 頭検査)
埼玉県	陽性 119 頭、	陰性 1,346 頭(計 1,464 頭検査)
東京都	陽性 9 頭、	陰性 157 頭(計 166 頭検査)
神奈川県	陽性 40 頭、	陰性 1,037 頭(計 1,077 頭検査)
新潟県	陽性 42 頭、	陰性 404 頭(計 446 頭検査)
富山県	陽性 80 頭、	陰性 734 頭(計 814 頭検査)
石川県	陽性 53 頭、	陰性 663 頭(計 716 頭検査)
福井県	陽性 166 頭、	陰性 1,349 頭(計 1,515 頭検査)
山梨県	陽性 79 頭、	陰性 370 頭(計 449 頭検査)
長野県	陽性 269 頭、	陰性 1,454 頭(計 1,723 頭検査)
岐阜県	陽性 1,218 頭、	陰性 5,403 頭(計 6,621 頭検査)
静岡県	陽性 322 頭、	陰性 4,850 頭(計 5,172 頭検査)
愛知県	陽性 139 頭、	陰性 2,872 頭(計 3,011 頭検査)
三重県	陽性 533 頭、	陰性 5,382 頭(計 5,915 頭検査)
滋賀県	陽性 263 頭、	陰性 1,245 頭(計 1,508 頭検査)
京都府	陽性 94 頭、	陰性 373 頭(計 467 頭検査)
大阪府	陽性 17 頭、	陰性 18 頭(計 35 頭検査)
兵庫県	陽性 49 頭、	陰性 472 頭(計 521 頭検査)
奈良県	陽性 39 頭、	陰性 324 頭(計 363 頭検査)
和歌山県	陽性 104 頭、	陰性 454 頭(計 558 頭検査)

※上記25都府県以外では2,262頭検査実施、全て陰性

令和2年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況 (令和3年4月26日時点)

家きん 18県52事例(H5N8) (月/日)は疑似患畜決定日、羽数の単位は万羽

1	香川県三豊市(11/5)	採卵鶏約31.7	31	香川県三豊市(12/23)	肉用鶏約2.5
2	香川県東かがわ市(11/8)	採卵鶏約4.6	32	千葉県いすみ市(12/24)	採卵鶏約116
3	香川県三豊市(11/11)	肉用種鶏約1.1	33	宮城県小林市(12/30)	肉用鶏約15
4	香川県三豊市(11/13)	肉用種鶏約1	34	岐阜県美濃加茂市(1/2)	採卵鶏約6.8
5	香川県三豊市(11/15)	採卵鶏約7.7	35	千葉県いすみ市(1/11)	採卵鶏約115
6	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約15.4	36	鹿児島県さつま町(1/13)	肉用鶏約3.2
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約11.7	37	千葉県横芝光町(1/21)	あひる約6
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約2	37関連	北海道赤平市(1/21)	あひる約0.06
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約5.7	37関連	宮城県角田市(1/21)	あひる約0.05
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約1.7	37関連	茨城県古河市(1/21)	あひる約0.06
7	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約43.9	37関連	茨城県古河市(1/21)	あひる約0.1
8	香川県三豊市(11/21)	採卵鶏約7.5	37関連	茨城県かすみがうら市(1/21)	あひる約0.1
9	福岡県宗像市(11/25)	肉用鶏約9.2	37関連	埼玉県行田市(1/21)	あひる約0.09
10	兵庫県淡路市(11/25)	採卵鶏約14.5	37関連	埼玉県春日部市(1/21)	あひる約0.13
11	宮城県日向市(12/1)	肉用鶏約4	37関連	大阪府松原市(1/21)	あひる約0.03
12	宮城県都農町(12/2)	肉用鶏約3	37関連	奈良県御所市(1/21)	あひる約0.02
13	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約22.5	38	富山県小矢部市(1/23)	採卵鶏14.1
13関連	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約12.3	39	千葉県匝瑳市(1/24)	あひる約0.35
14	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約1.9	39関連	千葉県匝瑳市(1/24)	あひる約0.19
15	宮城県都城市(12/3)	肉用鶏約3.6	40	宮城県新富町(1/31)	採卵鶏約8.0
16	奈良県五條市(12/6)	採卵鶏約7.7	41	茨城県城里町(2/2)	採卵鶏約84
17	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約8.5	42	千葉県匝瑳市(2/4)	採卵鶏約16.9
17関連	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約5.2	42関連	千葉県旭市(2/4)	採卵鶏約0.75
18	宮城県都城市(12/7)	肉用鶏約5.9	43	千葉県旭市(2/6)	採卵鶏約42
19	宮城県小林市(12/8)	肉用鶏約4.3	44	千葉県多古町(2/7)	採卵鶏約115
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.4	45	宮城県新富町(2/7)	採卵鶏約24
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約2.4	46	千葉県匝瑳市(2/8)	採卵鶏約25.6
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.8	47	徳島県美馬市(2/9)	肉用鶏約0.8
21	和歌山県紀の川市(12/10)	採卵鶏約6.8	48	千葉県匝瑳市(2/11)	採卵鶏約7.9
22	岡山県美作市(12/11)	育雛約52.7	49	千葉県匝瑳市(2/11)	採卵鶏約27.8
22関連	岡山県美作市(12/11)	育雛約11.8	50	千葉県匝瑳市(2/15)	育雛約3.9
23	滋賀県東近江市(12/13)	採卵鶏約1.0	51	宮城県都城市(2/25)	肉用鶏約3.9
24	宮城県宮崎市(12/14)	採卵鶏約7	52	栃木県芳賀町(3/13)	採卵鶏約7.7
24関連	宮城県宮崎市(12/14)	採卵鶏約4.5			
24関連	宮城県宮崎市(12/14)	育雛約1.1			
25	香川県三豊市(12/14)	採卵種鶏約2.8			
26	宮城県日向市(12/14)	肉用鶏約3.3			
26関連	宮城県川南町(12/14)	肉用鶏約1.3 (食鳥処理場)			
27	高知県宿毛市(12/16)	採卵鶏約2.7			
28	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.4			
28関連	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.5			
29	徳島県阿波市(12/19)	採卵鶏約0.8			
30	宮城県宮崎市(12/19)	肉用種鶏約3.3			



● 家きん
★ 野鳥

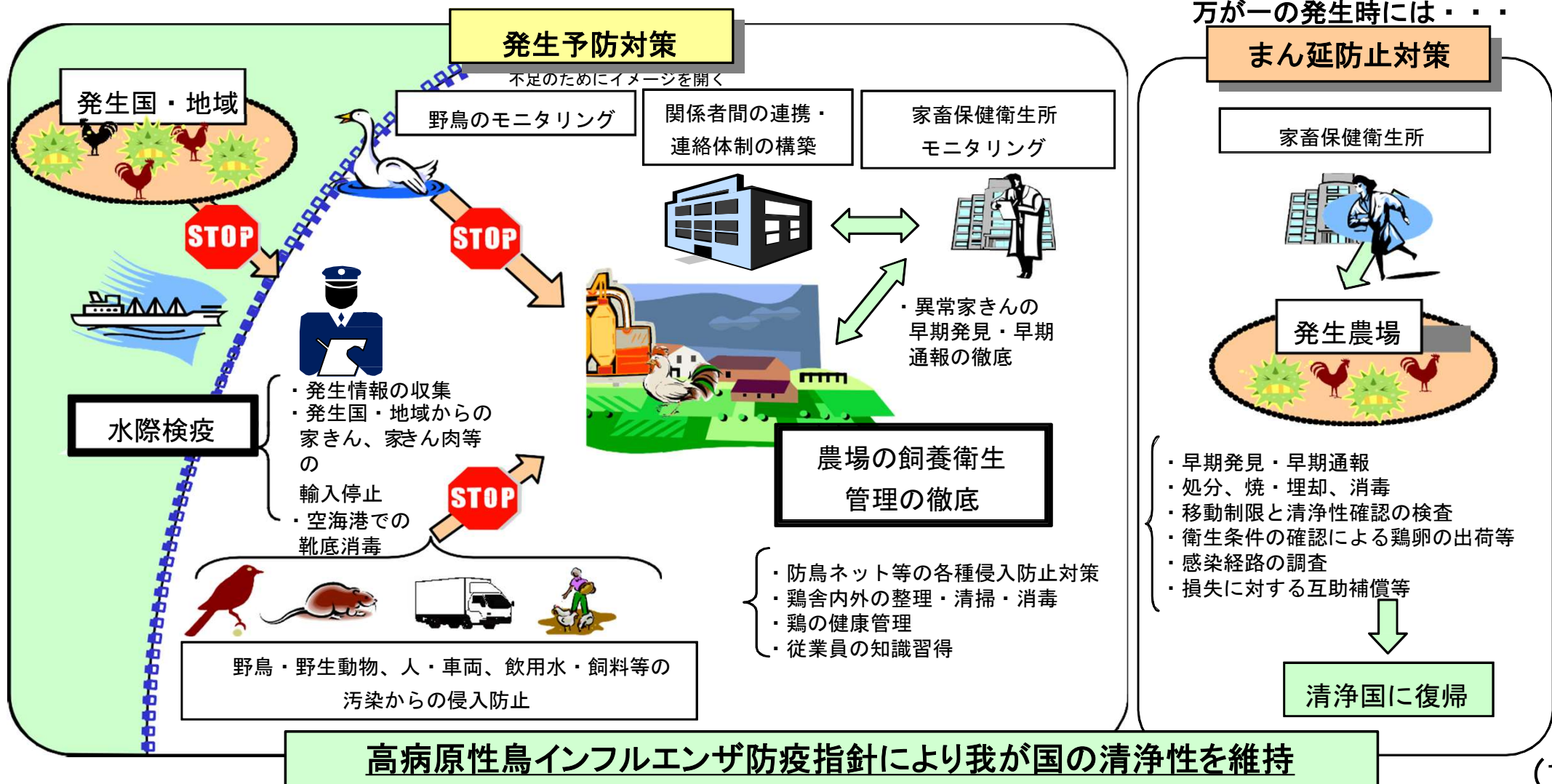
(14)

野鳥 18道県58事例(H5N8) (月/日)は回収日(重複は別事例) 詳細は環境省https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

北海道糞便(10/24)・ハヤブサ(1/18)・オジロワシ(1/27)、宮城県オオハクチョウ(2/5)、福島県オオハクチョウ(1/29)、茨城県コブハクチョウ(2/1)、栃木県ハヤブサ(2/15)・フクロウ(2/16)・オオハクチョウ(2/14)・ノスリ(3/3)、埼玉県フクロウ(12/23)、千葉県糞便(2/4)、新潟県環境試料(水)(11/16)・糞便(11/16)・マガモ(2/8)・オオハクチョウ(2/13)、富山県ノスリ(2/17,24)、長野県環境試料(2/14)、奈良県オオタカ(12/20)、和歌山県オシドリ(12/3)、鳥取県糞便(12/7,21)・環境試料(水)(12/9)、岡山県ハヤブサ(12/4)、徳島県マガモ(1/29)、香川県ノスリ(12/8)、宮城県糞便(11/30,30)・オナガガモ(1/6)・マガモ(1/24,24)、鹿児島県糞便(11/5)・環境試料(水)(11/9,16,23,30,12/7,7,14,14,21,21, 1/8,11,11,22,25,2/1)・ナベヅル(12/18,1/19,2/3,5,5)・オシドリ(12/22)・マガモ(1/16)・ノスリ(2/1)・マナヅル(2/5)

高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

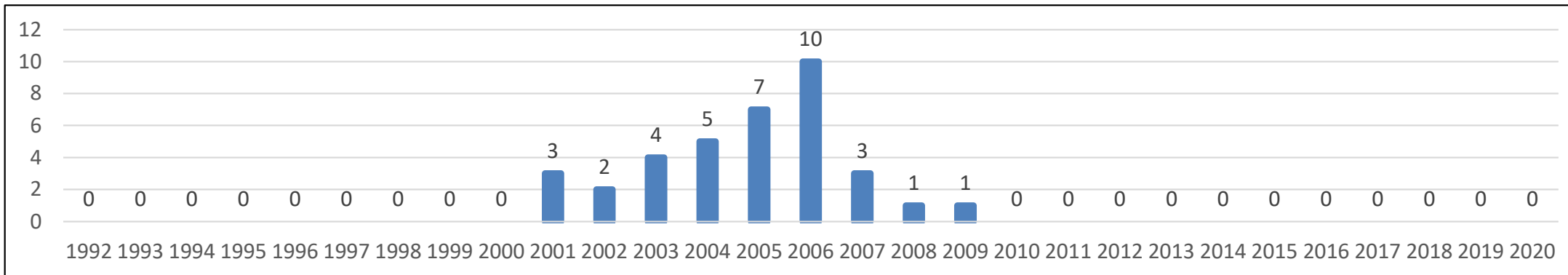
- ・ 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- ・ 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- ・ 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- ・ 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- ・ 発生時の動物福祉に配慮した処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



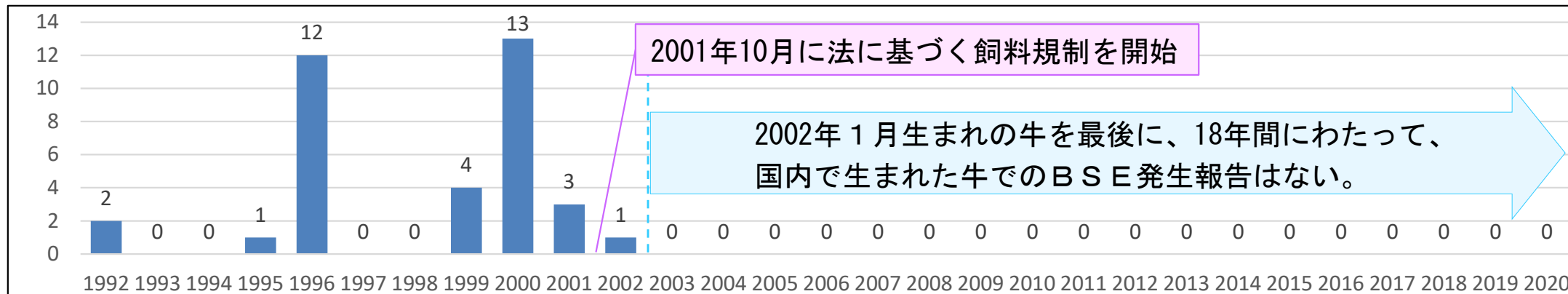
我が国におけるBSEの発生状況

- ・2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- ・出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- ・飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、17年間にわたって、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- ・2013（平成25）年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

OBSEの年次別報告頭数



OBSE感染牛の出生年次別頭数

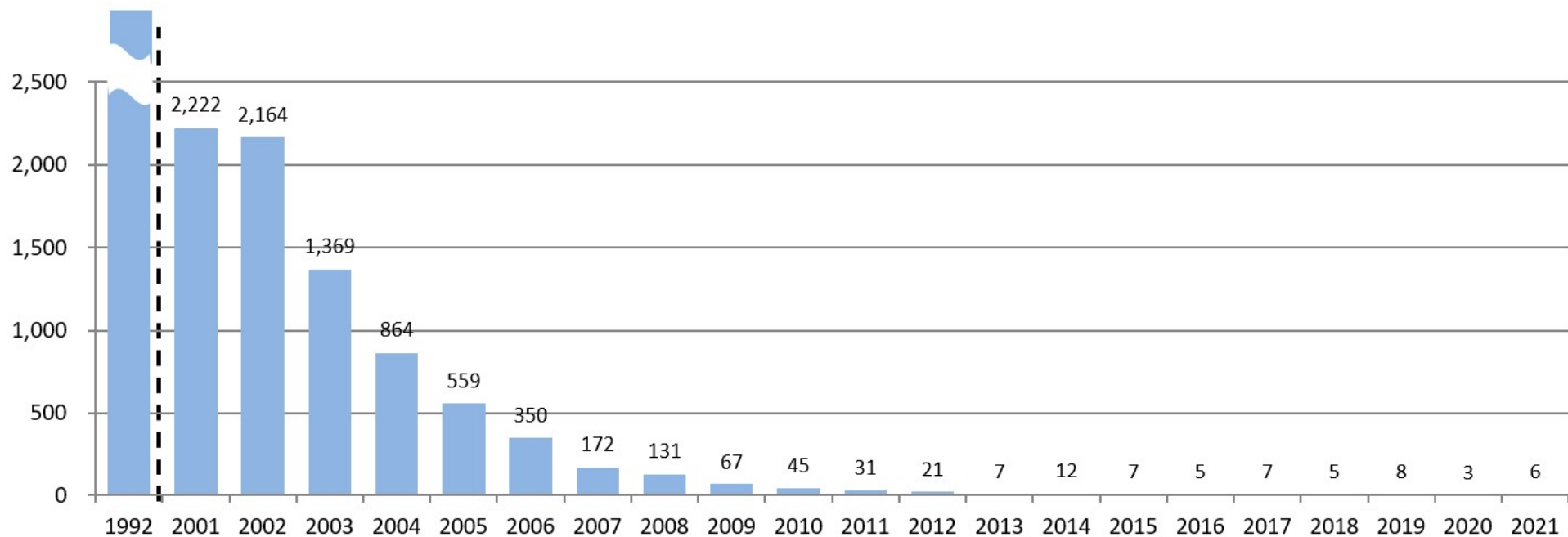


OBSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

世界のBSE発生件数の推移

発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
合計	37,316	2,222	2,164	1,369	864	559	350	172	131	67	45	31	21	7	12	7	5	7	5	8	3	6	190,683
欧州 (英国を除く)	36	1,016	1,038	753	528	342	205	101	84	54	33	22	16	4	10	4	5	6	3	7	3	3	6,019
英国	37,280	1,203	1,123	610	330	208	129	65	42	11	11	8	3	3	1	2	0	0	1	0	0	1	184,596
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	5
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	2	5
カナダ	0	0	0	2※1	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	21※2
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36

注：OIE情報およびEFSAレポートをもとに動物衛生課でとりまとめ。（2021年10月15日時点）

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

BSE対策の概要

○農林水産省

- ・ 飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・ 死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

【検査対象】

<平成31年3月31日まで>

一般的な死亡牛：48か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

<平成31年4月1日から>

一般的な死亡牛：96か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

○厚生労働省

- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

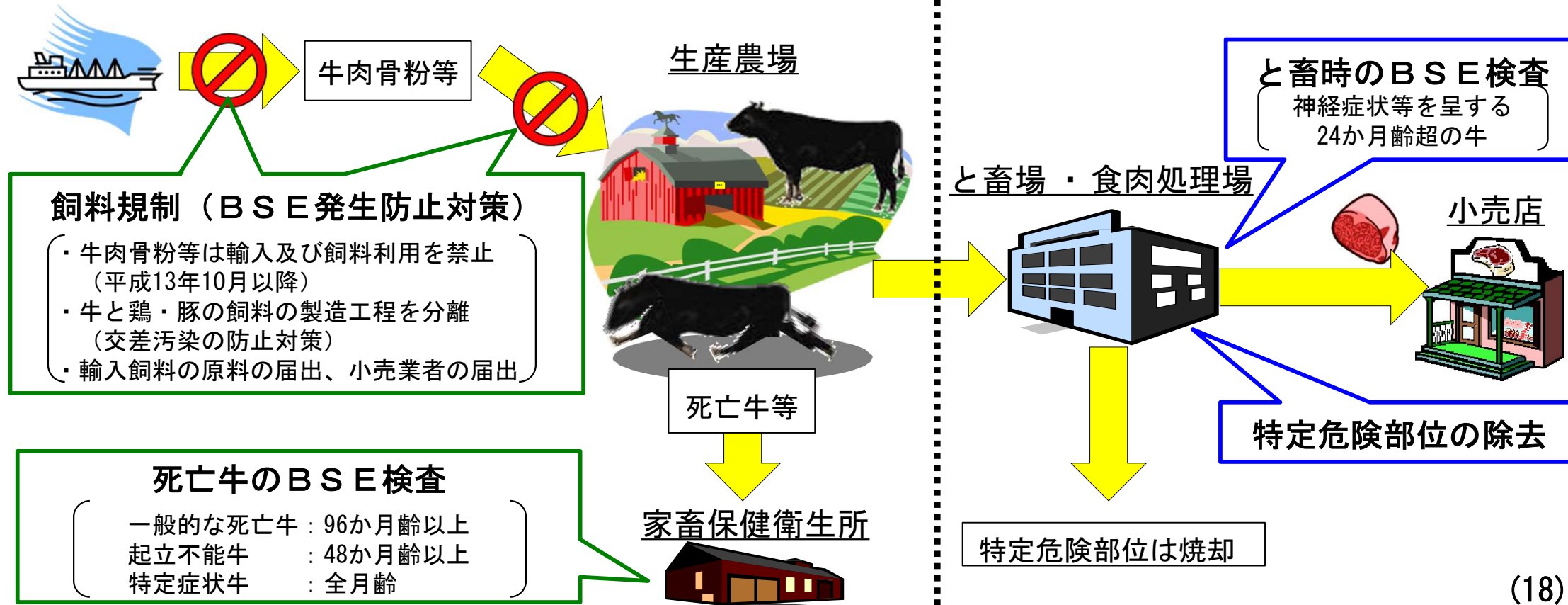
【検査対象】

神経症状等を呈する24か月齢超の牛
（健康と畜牛の検査は廃止）

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

農林水産省所管

厚生労働省所管



日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- ・ OIE(国際獣疫事務局)は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階(「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」)に分類
- ・ 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け(BSEステータス)の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」
(2013年6月4日林農林水産大臣記者会見)

「無視できるBSEリスク」の国認定証

BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年OIEへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要。

2019.4.1- 2020.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満			0	0	127	50.8	19	4940
4才以上7才未満			0	0	5581	8929.6	13	9750
7才以上9才未満			4362	1744.8	2143	1500.1	2	440
9才以上			10313	1031.3	1434	286.8	2	90
小計			14675	2776.1	9292	10767.3	50	15220

合計ポイント:28763.4

サーベイランスでは、日本は、7年間に15万ポイント以上となるよう検査を実施する必要がある。

○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	- (29年4月～)	-	- (注1)
	死亡牛	96か月齢以上の牛全頭	30か月齢以上の高リスク牛の一部(注2)	48か月齢超の高リスク牛全頭(注2)
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部(舌・頬肉・皮を除く。)、脊柱(背根神経節を含む)、脊髓	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髓、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髓 30か月齢超の脊柱、背根神経節 (注3)
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止 30か月齢以上の牛由来の脳・脊髓等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

注1：EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい(2013年2月～)。なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。

注2：高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など。

注3：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髓のみSRM除去の対象となっている(2015年8月5日～)。

生産性向上に向けた家畜衛生対策

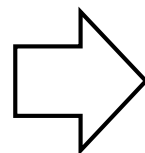
- 家畜の伝染性疾病のうち、豚や子牛の呼吸器・下痢疾患、牛の乳房炎など、重篤な症状を示さないものの、出荷頭数や出荷体重、乳量の低下などの家畜の生産性を阻害する疾病は、その特性からコントロールが容易ではなく、畜産経営に大きな影響を与える。これらの家畜衛生対策を進めていくことにより生産性の向上を図る必要。
- 生産性の向上に向けた全国会議を開催し、国、都道府県、関係機関間で先進的な取組事例の共有、今後の対策に関する意識の共有により、連携を強化。
(第1回議題：牛の疾病(2017年7月)、第2回議題：豚の疾病(2018年4月))

<推進の方向性>

取組成功事例の共有

円滑な横展開に向けた戦略の構築

関係者間の認識の共有化・連携



<対策の成果>

生産性の向上（＝農家の所得向上）

- ・ 家畜の損耗防止
- ・ 抗菌剤等の使用量（治療費）減少（AMR対策にも資する）

<課題>

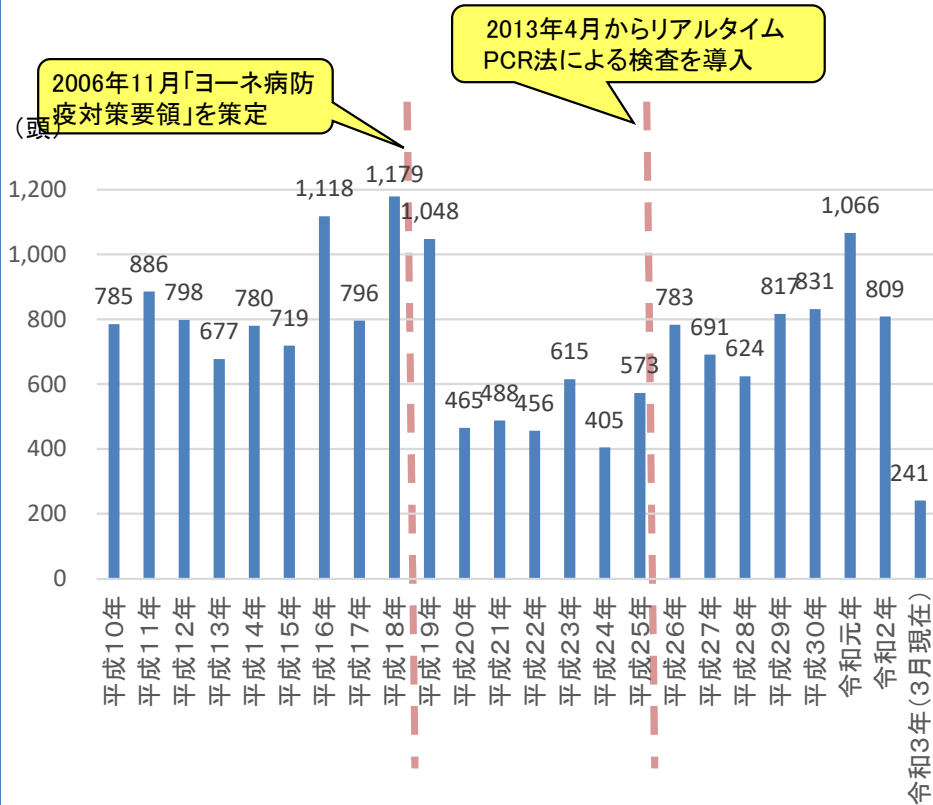
- ・ 農場の経営実態に応じたオーダーメイドの対策パッケージの検討
- ・ 民間管理獣医師の積極的な関与による地域一体となった取組

ヨーネ病(JD)対策

- 細菌（ヨーネ菌）を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 2006年11月に「ヨーネ病対策要領」を策定。2008年から定期検査の1つとしてスクリーニング検査を実施。2013年度からリアルタイムPCR法による検査を導入し、2013年4月1日付けで同要領の全部を改正。

現 状

患畜頭数



対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査（少なくとも5年に1度、各都道府県が実施）。
⇒ **検査強化による患畜の摘発・とう汰**
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付
⇒ **評価額の4/5を交付**
- 牛のヨーネ病対策要領（2013年4月）
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
 - ・ 予防対策：知識普及、衛生管理指導
 - ・ 牛の移動管理：**清浄確認農場からの導入**
検査陰性牛の導入
 - ・ まん延防止措置：患畜が確認された農場は、**集中的検査により清浄性を確認**。
 - ①同居牛の検査（年3回）
 - ②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施（年1回）



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
講習会の開催費、**検査費用**、**感染リスクの高い同居牛等の自主とう汰費用**、陰性証明書の交付費用等を支援 (21)

EBL(牛伝染性リンパ腫)対策

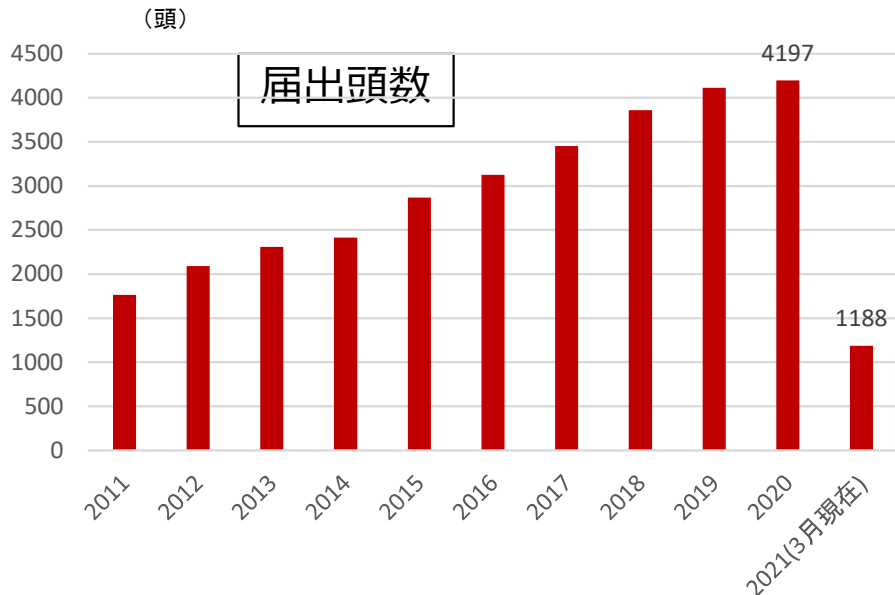
届出

- ウイルス (BLV) を原因とし、リンパ肉腫 (腫瘍) を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。
発症すると消瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛を把握し、感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。

現 状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間: 2009年12月～翌3月(乳用牛)、2010年12月～翌4月(肉用牛)



対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(2015年4月)
 - ・ 人為的な伝播を引き起こす行為の排除
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ・ 飼養者の自農場の浸潤状況の把握
 - ・ 経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ・ 農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰 等の取組を支援
- 家畜共済
農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払い

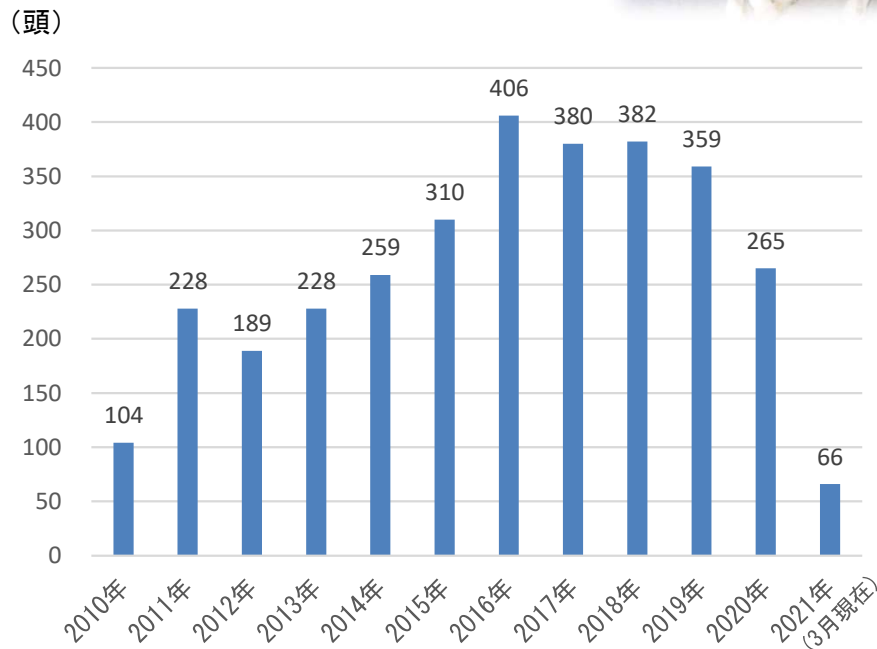
牛ウイルス性下痢(BVD)対策

届出

- ウイルス (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛 (PI牛) として生涯にわたりウイルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

現 状

届出頭数



対策の方向性

- 牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン (2016年4月)

感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

【発生予防対策】

- ・ 本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・ **陰性牛の導入**、共同放牧場等における検査の徹底
- ・ **予防接種の励行**

【まん延防止対策】

- ・ PI牛摘発のための**定期的な検査**の実施
- ・ 摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・ **自主とう汰の推進**



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業

検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援 (23)

オーエスキー病(AD)対策

- ウイルス（豚ヘルペスウイルス1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。
- 感染豚では、潜伏感染(ウイルスが不活性化状態で維持)が起こり、妊娠・輸送等のストレスでウイルスが再活性化し、他の豚への感染源となるため、感染豚の摘発・早期更新が重要。

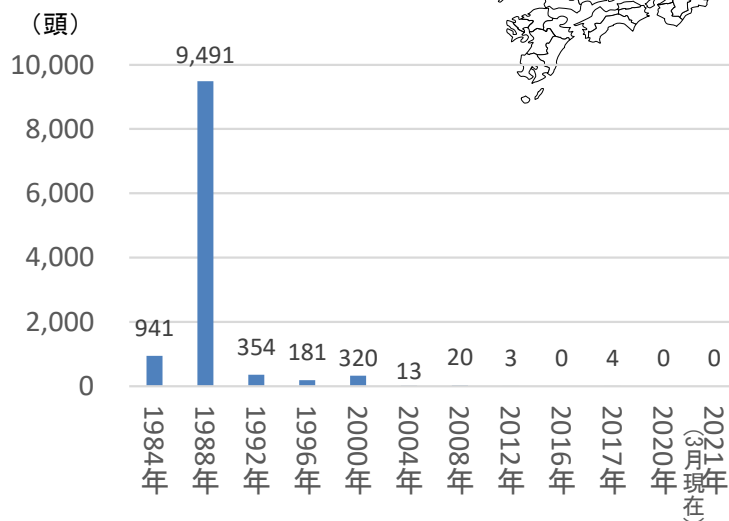
現 状

- 1981年に初めて発生し、全国に拡大。
- ワクチン接種を活用した防疫対策により、全国的に清浄化が進展している。

(2019年3月現在)

■ 野外ウイルス感染豚の飼養が確認されている浸潤県 1県

届出頭数



対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領(1991年3月。2017年3月改正)
衛生的な飼養管理の徹底及び浸潤状況(地域ステータス)を踏まえて地域の状況に応じた対策を講じることが重要。

(地域ステータス)

- ・ステータスⅠ
- ・ステータスⅡ(前期)
- ・ステータスⅡ(後期)

清浄化の体制構築段階
浸潤状況把握済
ワクチン接種の推進

浸潤県

野外ウイルスが存在しない

- ・ステータスⅢ(前期)
- ・ステータスⅢ(後期)
- ・ステータスⅣ

検査により清浄性を確認
ワクチン接種中止
清浄化達成

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- ・また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病的発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準(抜粋)

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
 - ・徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・必要のない者の立入りの制限
 - ・消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - ・(豚)未加熱の食品循環資源の持込み禁止
- 4 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - ・給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・防護柵、防鳥ネット等の整備(豚、鶏)
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - ・家畜・家きんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 7 埋却地の確保等
 - ・埋却地の確保又は焼却・化製のための準備措置
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - ・入場者に関する記録の作成・保管
- 9 飼養衛生管理の適正化及び継続実施のための措置
 - ・衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への徹底
 - ・担当獣医師による衛生管理指導

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

都道府県による取組

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導
助言

勧
告

命
令

罰
則

基準を遵守しない場合は

命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

飼養衛生管理基準の推進体制～都道府県の指導の高位平準化と飼養衛生管理者の選任～

令和2年の家畜伝染病予防法の改正によって新たに措置された仕組み

- 県による指導のバラツキ解消・高位平準化を図るため、国が指導指針を作成、県が指導指針に即して指導計画を作成し、計画的な指導を行う制度を措置（令和3年4月1日施行）
- 衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任することを義務付け（令和2年7月1日施行）

農林水産省

指導指針の作成

- ①基本的な方向
- ②重点事項
- ③指導実施体制に関する事項
- ④協議会の活用に関する事項

家畜衛生情報の発信

- ①わかりやすいリーフレットやガイドブック等の作成
- ②HPを使った周知
- ③家畜衛生情報の調査・研究

都道府県

指導計画の作成

- ①指導計画に基づく指導
- ②市町村との役割分担、地域協議会の設置・運営
- ③飼養衛生管理者に対する研修

家畜衛生情報の提供

FAX・メーリングリストの活用

飼養衛生管理状況の分析・指導

- ①電話、写真等での確認、立入検査
- ②法に基づく指導・助言、勧告、命令

家畜の所有者

飼養衛生管理者（選任）

- ①必要な衛生対策の見える化
・飼養衛生管理マニュアル、看板
- ②飼養衛生管理者によるチェック
・自己点検→衛生管理の徹底
- ③指導を踏まえた改善

自己点検結果の報告等

研修等の実施

協議会

〇〇地区家畜衛生協議会

地方公共団体 ↔ 生産者団体

- ・情報共有
- ・共同での取組
- ・意見集約

関係事業者

情報提供・助言

〔施策情報、科学的知見
他の地域での取組事例〕

意見・要望

〔地域の課題やその対策
を取りまとめ〕



※都道府県・市町村の地域単位等で開催

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。 ※民間認証機関は2団体(令和3年10月現在)

農場HACCP認証に向けた取組



農場HACCP認証マーク

農場指導員 ※

約4,600名(令和3年3月時点)

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

農家毎の実施マニュアル作成

- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・危害分析(HA)
- ・重要管理点(CCP)の設定
- ・実施マニュアルの作成

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

HACCP方式取組農家

取組農家戸数:5,210 (平成30年3月時点)

消費者の求める安全な畜産物の生産

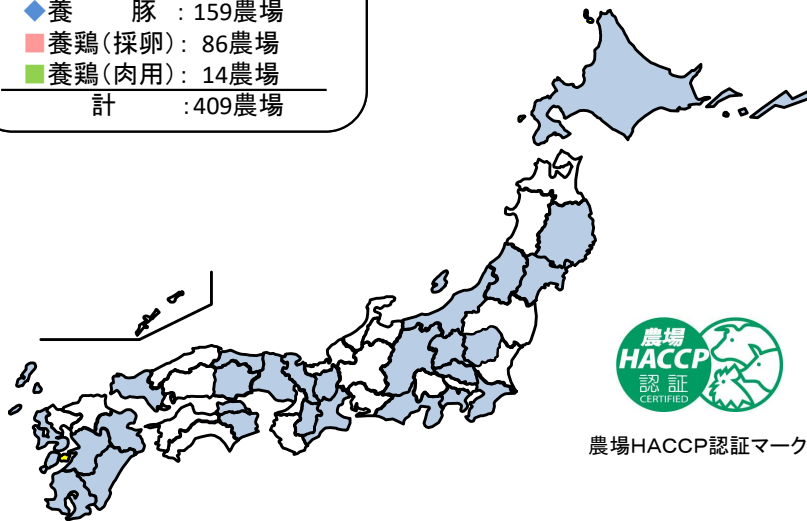
畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証農場(1/5)(乳用牛)

令和3年10月15日現在

○乳用牛：41農場
●肉用牛：106農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：159農場
■養鶏(採卵)：86農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：409農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：87農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：34農場



<●乳用牛・肉用牛：3農場>

群馬県	株式会社西ハルナファーム古賀良牧場
長野県	株式会社長門牧場
熊本県	菊池地域農業協同組合キャトルブリーディングステーション事業所

<○乳用牛：41農場>

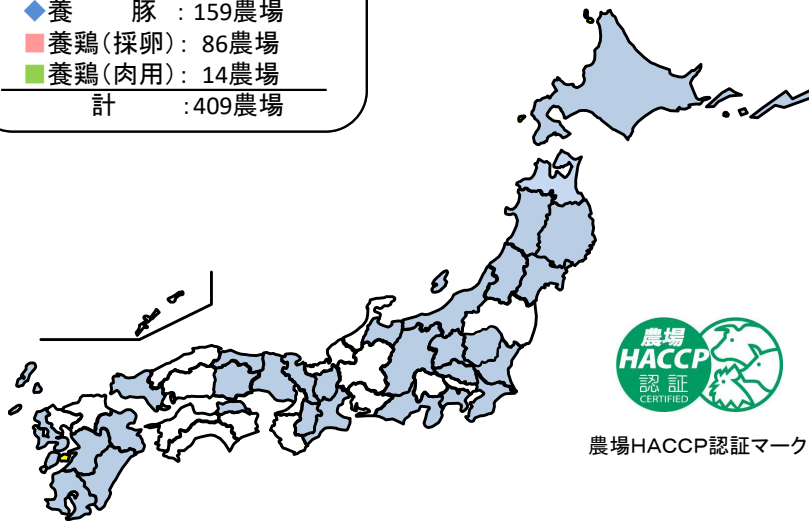
北海道	有限会社藤井牧場(◎)
	及川牧場
	株式会社ノベルズデーリーファーム
	株式会社Kalm角山(◎)
	ひらかわ牧場
	株式会社CONNECT
	株式会社TACSしべちや
	株式会社学林ファーム(◎)
	本田牧場
	北海道標茶高等学校
岩手県	株式会社中野牧場
	有限会社中島牧場(◎)
山形県	独立行政法人家畜改良センター岩手牧場(◎)
	岩手県立農業大学校
山形県	はまだ牧場(◎)
	今牧場
栃木県	有限会社那須高原今牧場
群馬県	有限会社井上牧場
	有限会社増茂デイリー
	須藤牧場
	株式会社グローリーデーリーファーム
埼玉県	有限会社小菅牧場
	株式会社i-Milk Factory
千葉県	皆川牧場
	株式会社近藤牧場(◎)
神奈川県	金子牧場合同会社
	株式会社雪印こどもの国牧場
	有限会社石田牧場
	有限会社石井牧場
静岡県	有限会社荒井牧場
	佐野牧場
新潟県	柴田牧場
	株式会社神田酪農
奈良県	池下牧場
	鳥取県 有限会社岸田牧場(★)
岡山県	公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第2牧場)
	公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第1牧場)
	有限会社安富牧場(★)
	株式会社あさなべ牧場
徳島県	合同会社ラックファーム
大分県	有限会社安養寺牧場

農場HACCP認証農場(2／5)(肉用牛)

令和3年10月15日現在

○乳用牛：41農場
●肉用牛：106農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：159農場
■養鶏(採卵)：86農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：409農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：87農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：34農場



農場HACCP認証マーク

滋賀県	有限会社澤井牧場第2牧場(◎) 有限会社古株牧場
京都府	株式会社丹波清光ファーム(★)
兵庫県	神戸畜産株式会社氷上本場
鳥取県	おぐら畜産農場
島根県	農業組合法人中国牧場
岡山県	有限会社石岡牧場
山口県	有限会社高森肉牛ファーム(★)
香川県	高橋畜産株式会社干拓農場
長崎県	株式会社野元牧場箱崎支場
熊本県	株式会社矢岳牧場(◎)
大分県	株式会社ゆふいん牧場久住高原都野牧場
宮崎県	有限会社中林牧場児湯支場 安楽畜産株式会社鷹取牧場(◎) 安楽畜産株式会社永野牧場(◎) みらいグローバルファーム株式会社
鹿児島県	有限会社野村畜産木串農場 みらいファーム株式会社 志布志直営農場(◎) 有限会社福永畜産第2農場

<●肉用牛:106農場>

栃木県	株式会社イソシンファーム 株式会社敷島ファーム那須第1牧場(◎) 株式会社敷島ファーム那須第2牧場(◎) 株式会社敷島ファーム那須第3牧場(◎) 株式会社敷島ファーム那須第4牧場(◎) 株式会社敷島ファーム那須第5牧場(◎) 株式会社野村牧場 株式会社佐藤牧場 株式会社永田牧場 有限会社前日光ファーム(★) 株式会社長谷川農場
群馬県	有限会社鳥山牧場(◎)(★)
千葉県	株式会社IIZASA牧場 株式会社御子神畜産 有限会社最上畜産船越農場 有限会社最上畜産井戸山農場 篠本牧場 株式会社TAK 株式会社左京 左京農場(旧名称:岩淵義徳牧場(左京農場)) 株式会社ISBファーム 株式会社えびすファーム 株式会社マルコファーム肥育農場 糸賀牧場 株式会社イワイ 石井牧場
神奈川県	栗坪の里 石井牧場 株式会社門屋食肉商事大野山かどやファーム
長野県	牧舎みねむら(★) 有限会社小田切牧場東部(★) 有限会社小田切牧場中野牧場
富山県	株式会社カシワファーム
三重県	松阪牛の里オーシャンファーム(◎) 株式会社堀坂 堀坂牧場(★) 有限会社中林牧場第1牧場 有限会社中林牧場第2牧場 瀬古食品有限会社 松阪牛の里オーシャンファーム第三牧場(◎) 株式会社長太屋松阪牧場(★)(◎) 有限会社三重カドワキ牧場(★) 有限会社伊藤牧場(◎) 株式会社三重加藤牧場明和牧場 三重萩牧場(◎) 有限会社竹内牧場(◎) 西岡畜産 株式会社黒毛和牛の岡田 株式会社前川農場 松阪牛舎 株式会社三重加藤牧場 四日市肥育牧場

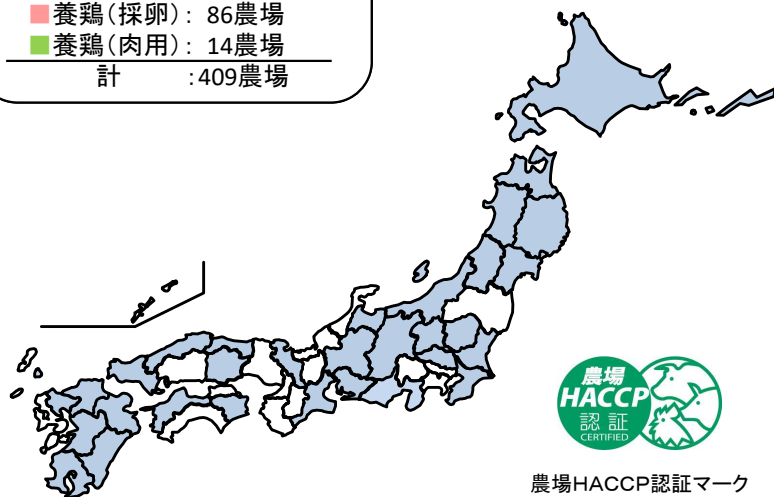
北海道	サロマ牛肥育センター株式会社(◎) (トップファームグループ) 株式会社向陽畜産 有限会社コスモス 株式会社トップファーム(◎) (トップファームグループ) パシフィックファーム株式会社(◎) (トップファームグループ) 株式会社大野ファームグループ(◎) 株式会社ホクチクファーム標茶分場(◎) 株式会社敷島ファーム白老牧場(◎) 有限会社長沼ファーム 本場(◎) 株式会社まつもと牧場(◎) 株式会社早川牧場 有限会社下士別畜産 株式会社カネダイ大橋牧場(◎) 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場 有限会社長沼ファーム 安平事業所(◎) 株式会社ホクチクファーム 達古武分場 株式会社ホクチクファーム 鶴居分場
青森県	一般社団法人東通村産業振興公社農場
岩手県	岩手県立農業大学校
宮城県	有限会社蔵王高原牧場宮城蔵王牧場 (高橋畜産グループ) 有限会社蔵王高原牧場川崎育成牧場 (高橋畜産グループ) 株式会社伊東牧場有賀分場 有限会社うしちゃんファーム第五肥育センター うしちゃんセンター高須賀 有限会社うしちゃんファーム第二肥育センター うしちゃんセンター石巻太田
山形県	有限会社スカイファームおざき芦沢農場(◎) 有限会社蔵王ファーム山形蔵王牧場(◎) (高橋畜産グループ) 有限会社蔵王ファーム米澤農場 (高橋畜産グループ) 有限会社蔵王ファーム山形第2農場 (高橋畜産グループ) 株式会社和農産(★) 有限会社水上畜産(◎) 株式会社米澤佐藤畜産生産部理想肥育研究所 姫城中川ファーム(◎) 有限会社山口畜産 株式会社米沢牛黄木畜産工房 株式会社BELLFARM 株式会社BELLFARMにぐら苑農場 株式会社蔵王ファーム米澤第2農場 (高橋畜産グループ)
茨城県	有限会社常陸牧場木部農場 有限会社鬼怒グリーンファーム国生本場(◎) 有限会社鬼怒グリーンファーム坂手農場(◎) 有限会社鬼怒グリーンファーム酒寄牧場(◎)

農場HACCP認証農場(3/5)(養鶏(採卵)、養鶏(肉用))

令和3年10月15日現在

○乳用牛：41農場
●肉用牛：106農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：159農場
■養鶏(採卵)：86農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：409農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：87農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：34農場



農場HACCP認証マーク

< ■ 養鶏(肉用) : 14農場 >

岩手県	株式会社オヤマ名木沢農場 株式会社オヤマ名木沢第二農場
山形県	株式会社アイオイ鶴ヶ平ファーム(★) 株式会社アイオイ 観音寺ファーム・三ノ平ファーム(★)
群馬県	群馬農協チキンフーズ株式会社北橋農場
千葉県	丸トポトリー食品株式会社椎名農場
愛知県	丸トポトリー食品株式会社東上農場 株式会社イシイフーズ脇町農場
徳島県	オンダン農業協同組合ひまわり農場 貞光食糧工業株式会社大久保農場
福岡県	農事組合法人福栄組合金剛農場
佐賀県	株式会社中島鶏園太良農場
宮崎県	株式会社熊田原工務店こっこ家くまちゃん 株式会社久都みやざき久米田農場

< ■ 養鶏(採卵) : 農86場 >

新潟県	鎌田養鶏株式会社
富山県	有限会社床鍋養鶏五郎丸農場有限 有限会社床鍋養鶏南砺農場
長野県	農事組合法人会田共同養鶏組合本場(★)(◎)
岐阜県	株式会社ダイシンエッグ中津川農場 株式会社クレスト瑞浪農場 有限会社アツミファーム奥美濃農場 株式会社クレスト関農場
愛知県	有限会社富田養鶏場七根農場 有限会社知多エッグ(★) 有限会社アツミファーム新城農場 株式会社クレストジャパンホールディングス大草農場 株式会社半田ファーム半田農場 一宮市浮野養鶏株式会社 クレフォートポトリー株式会社常滑農場
三重県	有限会社伊勢農場 有限会社せせらぎ(★) 地主共和商会第一農場
京都府	有限会社グリーンファームソーゴ(◎)(★) 有限会社三和鶏園 三和農場
鳥取県	有限会社小川養鶏場
島根県	木次ファーム
岡山県	株式会社めぐみ
山口県	有限会社よしわエッグファーム
愛媛県	JAえひめフレッシュフーズ株式会社菅沢育成場 愛媛飼料産業株式会社菊間ファーム JAえひめフレッシュフーズ 卵卵中野ファーム 有限会社福岡ファーム(★)
福岡県	株式会社ヒラノのタマゴ福島本場 青柳養鶏場 株式会社野上養鶏場(★) 株式会社コッコファーム
熊本県	株式会社ノーサン・エミー 上ノ原農場 株式会社緒方エッグファーム(★)
大分県	有限会社大分ファーム鹿嶋越高原農場 JAうすきたまごファーム株式会社臼杵農場
宮崎県	新富エッグシステム株式会社18農場(◎)(★) 株式会社アクレス 柳ノ上成鶏農場 農事組合法人香川ランチ第一農場
鹿児島県	有限会社松原養鶏場仁田尾成鶏農場 南九州エッグシステム株式会社畠ヶ山農場(◎)(★) 南九州エッグシステム株式会社末吉農場(◎)(★)

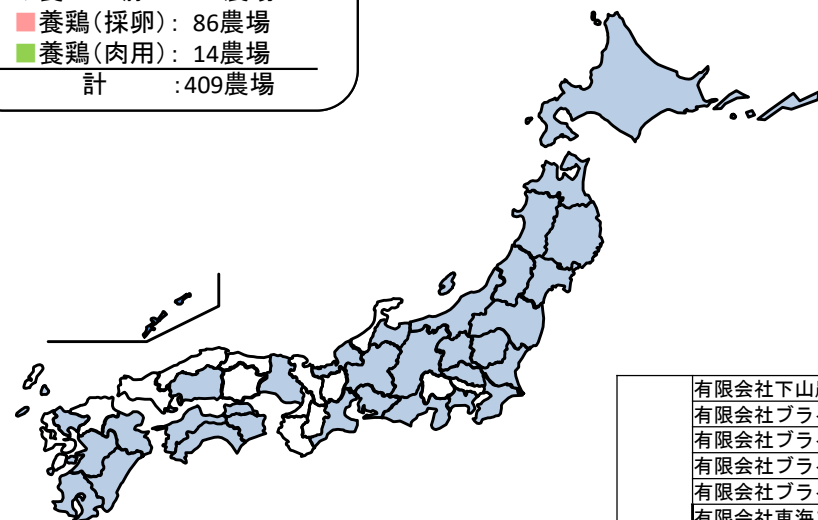
北海道	株式会社ホクリヨウ札幌農場(◎) 株式会社ホクリヨウ北見農場 株式会社ホクリヨウ十勝農場 株式会社ホクリヨウ登別農場 株式会社ホクリヨウ千歳農場(◎) 有限会社北海道種鶏農場白老農場 有限会社北海道種鶏農場社台農場 株式会社グランファーム竹浦農場 有限会社ノースチック白老育成場
青森県	カワケンポトリー 東北養鶏株式会社
岩手県	株式会社アーク牧場事業部農牧部(◎) 株式会社第一ポトリーファーム盛岡農場(◎) 株式会社第一ポトリーファームはまなす農場(◎)
宮城県	イセファーム東北株式会社色麻農場(◎) 株式会社栗駒ポトリー金成農場 株式会社栗駒ポトリー大梨農場
秋田県	株式会社中条たまご秋田農場(◎)(★) 有限会社藤原養鶏場 農事組合法人樽見内耕新農場 農事組合法人秋田中央種鶏場
山形県	株式会社山田鶏卵 山田ガーデンファーム 株式会社半澤鶏卵 東根農場 株式会社半澤鶏卵 川北農場
福島県	有限会社石井養鶏場(★) 有限会社つくばファーム(◎) 有限会社ナリタファーム(★) 株式会社エッグドリーム八千代農場 千葉丸ト販売株式会社水戸北部農園 有限会社都路ファーム馬立農場
栃木県	有限会社磯ヶ谷養鶏園 大田原農場
群馬県	ユキヒラ・エッグ(◎) 有限会社三喜鶏園水沼農場
埼玉県	有限会社丸一養鶏場(◎) 株式会社愛鶏園榎挽農場 株式会社愛鶏園針ヶ谷農場 株式会社愛鶏園深谷農場 株式会社愛鶏園岡部農場
千葉県	株式会社パートナーズ木更津農場(◎) 奈良養鶏園 株式会社秀鶏園豊里農場 株式会社秀鶏園森戸農場 千葉エッグファーム有限会社 株式会社シンライ
静岡県	有限会社野田養鶏

農場HACCP認証農場(4/5)(養豚)

令和3年10月15日現在

○乳用牛：41農場
●肉用牛：106農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：159農場
■養鶏(採卵)：86農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：409農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：87農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：34農場



農場HACCP認証マーク

＜◆養豚：159農場＞

北海道	有限会社ビクトリーポーク長沢農場
	有限会社ビクトリーポーク樽前農場
	有限会社西原ファーム
	有限会社道南アグロ森農場(◎)(★)
	有限会社富樫オークファーム
	株式会社ドリームポーク(◎)
	ルスツ羊蹄ファーム株式会社
	株式会社ほべつすわいん
	トントス浜中株式会社(◎)
	有限会社浅野農場(◎)
	有限会社中多寄農場 白山農場
	有限会社高橋畜産(◎)
	おおやファーム株式会社(◎)
青森県	株式会社やまはた柏木農場
	株式会社木村牧場(◎)
	飯田養豚場
岩手県	株式会社やまはた館沢農場
	株式会社川賢 インジーンファーム谷地頭農場
	株式会社川賢 インジーンファーム高野沢農場
	株式会社アーク花泉農場(◎)
宮城県	株式会社アーク藤沢農場(◎)
	株式会社三沢農場 久慈繁殖農場
	株式会社いわて清流ファーム
秋田県	株式会社南部ファーム
	株式会社サイボク東北牧場(◎)
	株式会社シムコ岩出山事業所
	株式会社AGRI PRIME
山形県	株式会社栗原農場高清水農場
	株式会社栗原農場片馬合農場
	ファームランド(◎)
福島県	十和田湖高原ファーム(◎)
	ポークランド(◎)
	バイオランド(◎)
茨城県	株式会社シムコ大館G G Pセンター
	株式会社大商金山牧場米の娘ファーム(◎)
	株式会社木野内ファーム(◎)
栃木県	有限会社中村畜産(◎)
	有限会社山野商事(★)
	株式会社広沢ファーム
	有限会社アライファーム 久慈農場
	武熊農場
	有限会社野部牧場
	農事組合法人今市ファーム
	株式会社石崎ティーアイファーム

群馬県	下仁田ミート株式会社安中牧場
	利根沼田ドリームファーム株式会社(◎)
	群馬県立勢多農林高等学校(◎)
	有限会社ほそや
	株式会社 林牧場 新里農場
	株式会社 林牧場 新里農場
	株式会社 林牧場 富士見農場
埼玉県	有限会社加須畜産明和農場
	有限会社 松村牧場
	株式会社埼玉種畜牧場鳩山牧場
神奈川県	有限会社加須畜産肥育農場
	農事組合法人打戻種豚組合
	有限会社 門倉種豚場
	有限会社横山農豚横浜農場

千葉県

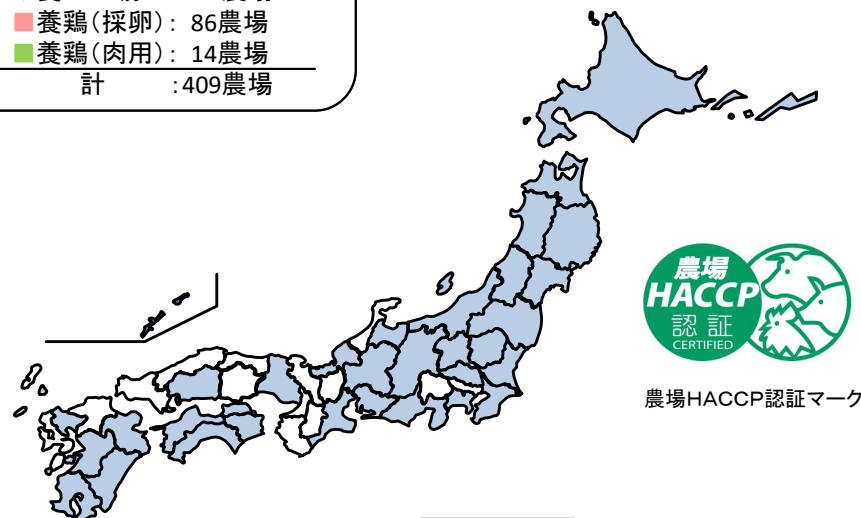
有限会社下山農場
有限会社ブライトピック千葉・黒潮農場(◎)
有限会社ブライトピック千葉飯岡農場
有限会社ブライトピック第一農場
有限会社ブライトピック第二農場
有限会社東海ファーム第1・2肥育農場
豊橋飼料株式会社種豚センター
有限会社比留川畜産
有限会社ATSUTA野手農場
農事組合法人千葉アグリ(◎)
宝理養豚肥育農場
株式会社シムコ館山事業所
高森養豚
株式会社スターピッグファーム東今泉肥育農場
千葉県畜産総合研究センター養豚エリア
木内養豚
小長谷養豚
愛東ファーム株式会社東庄肥育農場
飯田養豚
高橋養豚肥育農場
有限会社ビギージョイ第3農場
有限会社ブライトピック千葉銚子農場
鈴木養豚
株式会社ユウアイ肥育農場
有限会社ブライトピック千葉GP農場
株式会社ジェリービーンズ多古農場(◎)
有限会社アリタホリックサイエンス・在田農場
有限会社片岡畜産
有限会社ジェリービーンズ野栄農場
有限会社ジェリービーンズ山田農場
有限会社ブライトピック東庄農場
有限会社ブライトピック千葉森戸農場

農場HACCP認証農場(5/5)(養豚)

令和3年10月15日現在

○乳用牛：41農場
●肉用牛：106農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：159農場
■養鶏(採卵)：86農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：409農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：87農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：34農場



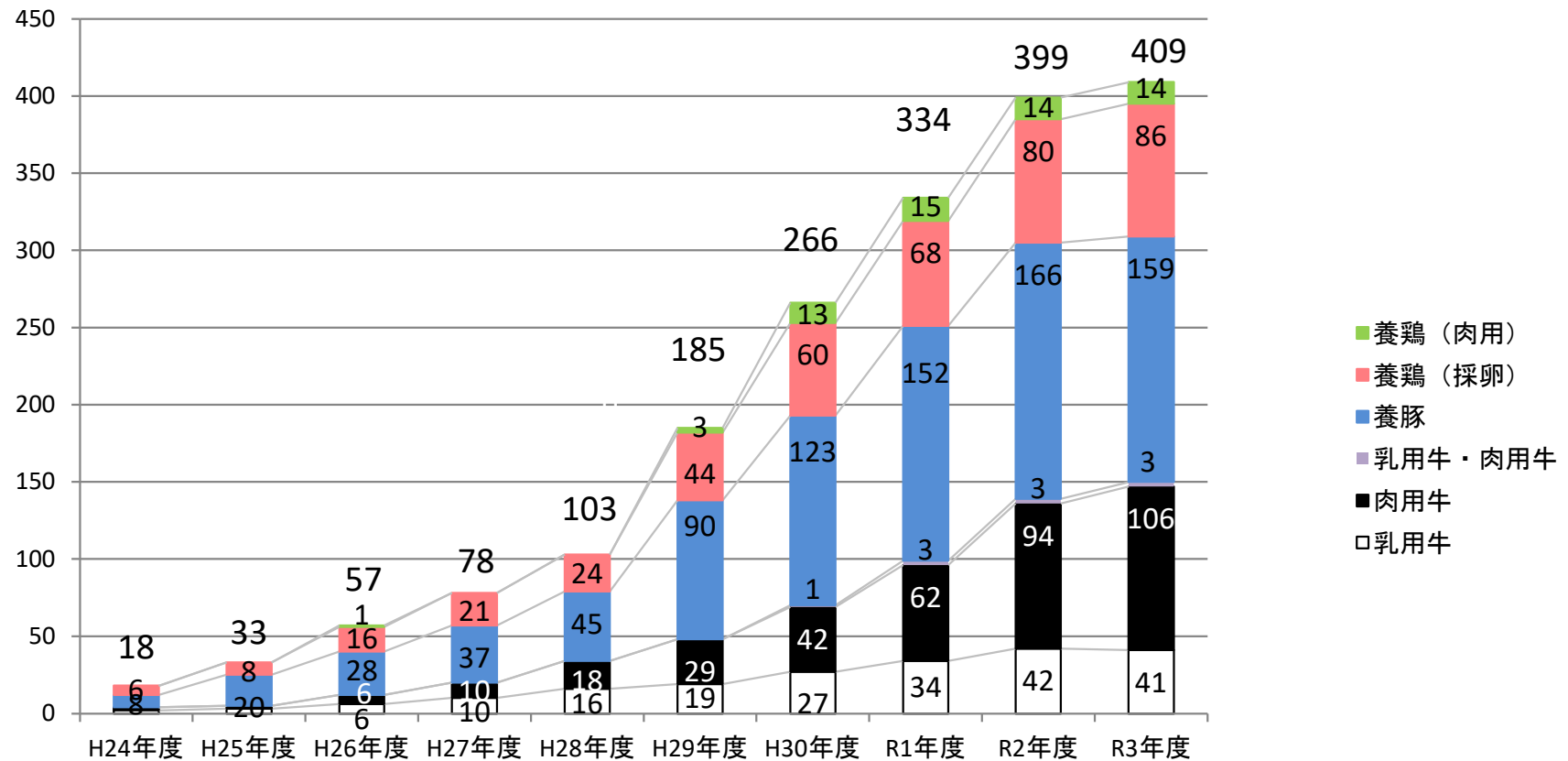
鹿児島県	有限会社環境ファーム(◎)
	南州農場株式会社佐多本場(◎)
	農事組合法人霧島高原純粋黒豚牧場
	南州農場株式会社根占農場(◎)
	株式会社シムコ鶴田事業所
	株式会社シムコ阿久根事業所
	南州農場株式会社AIセンター(◎)
	有限会社仮屋ファーム(◎)
	有限会社環境ファーム黒豚肥育農場匠の郷(◎)
	有限会社大成畜産中村農場
	株式会社鹿児島農場本場
	株式会社鹿児島農場細山田農場
	株式会社鹿児島農場月野事務所第1号・5号農場
沖縄県	株式会社鹿児島農場月野事務所第4号農場
	株式会社沖縄県食肉センター生産部数久田農場
	株式会社農業生産法人くにかみ畜産繁殖農場
	株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第1農場
	株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第2農場
	株式会社沖縄県食肉センターあぐもとぶ第一農場(★)
	株式会社沖縄県食肉センターあぐもとぶ第二農場(★)
	株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜平良農場
	株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜大宜味農場
	農業生産法人株式会社福まる農場新垣豚舎

静岡県	株式会社マルス農場
新潟県	川作ファーム株式会社本場
富山県	株式会社シムコ八尾G G Pセンター
福井県	有限会社睦美ファーム
長野県	株式会社あずみ野エコファーム
	全農長野SPF豚繁殖センター
岐阜県	有限会社ロッセ農場
愛知県	有限会社石川養豚場(◎)(★)
	有限会社マルミファーム
	有限会社 アクティブビッグ
三重県	有限会社一志ビックファーム
	有限会社クボタビックファーム(◎)(★)
	有限会社佐藤ビックファーム
	有限会社小林ファーム
	有限会社松葉ビックファーム
兵庫県	有限会社高尾牧場
広島	ファロスファーム株式会社 西城農場
	ファロスファーム株式会社 西城農場
徳島県	有限会社石井養豚センター市場農場
愛媛県	株式会社多田ファーム
高知県	農事組合法人平野協同畜産
香川県	農業組合法人大和畜産組合
佐賀県	有限会社永淵ファームリンク黒金農場
	有限会社永淵ファームリンク風配農場
熊本県	熊本興畜株式会社本社農場
	有限会社高森農場
	株式会社佐々牧場第1農場
	株式会社佐々牧場第2農場
	有限会社コーシン阿蘇大津ファーム
	有限会社富田ファーム
	有限会社ファームヨシダ
	有限会社サイキ さいき農場
大分県	有限会社福田農園
	有限会社九重ファーム
	有限会社中川スワインファーム肥育農場
宮崎県	有限会社香川畜産第一農場(★)
	有限会社香川畜産第二農場
	有限会社第一飼料西都農場
	株式会社ナンチクファーム守山細田農場
	有限会社ビッグセンター宝尺
	有限会社協同ファーム
	有限会社レクスト 生産農場
	有限会社宮崎第一ファーム

農場HACCP認証取得農場数の推移

(認証農場数)

(令和3年10月15日時点)



動物衛生に関する国際連携

- ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、国際的な協力関係が不可欠であるという共通認識のもと、国際機関、G7の枠組み、獣医当局間および研究所間で連携して活動を行っている。
- ・また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、東アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

○ 国際獣疫事務局(OIE)

- GF-TADs(OIEとFAOによる越境性動物疾病防疫のための世界的枠組み)の下で行われるアフリカ豚熱等の越境性動物疾病の防疫対策
- 疾病情報の集約・分析、発信活動の強化
- アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策

○ 国際連合食糧農業機関(FAO)

- 動物衛生危機管理センター(EMC-AH)への専門家派遣及び活動支援
- 牛疫ウイルス・牛疫ワクチンの保管体制整備

G7の枠組みにおける協力

○ G7首席獣医官フォーラム

- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月

日中韓の協力

○ FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム

- 2011年から毎年、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施(2018年(第8回)は6月に韓国で開催)

○ 越境性動物疾病への対応に関する協力

- 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の協力を推進

○ 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化

- 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名(2019年11月)

獣医研究所間の連携協定(MOU)締結

○ 農研機構 動物衛生研究部門(日本)

⇔ロシア 2016年、2017年、2018年、2020年

⇔ベトナム 2017年、2018年

⇔タイ 2017年

⇔ポーランド 2018年

⇔カナダ 2019年

⇔オランダ、モンゴル、台湾 2020年



アフリカ豚熱に対する国際協力について(ハイレベル会合等)

- アフリカ豚熱は、欧州のみならず、2018年8月にアジアで初めて中国で感染が確認され、その後2019年にモンゴル、ベトナム、カンボジア、香港、北朝鮮、ラオス、フィリピン、ミャンマー、インドネシア、韓国、東ティモールで、さらに2020年にはインド、2021年2月にマレーシア、5月にブータンで感染が確認されるなど、アジアでの感染が拡大。
- アフリカ豚熱の発生の拡大・まん延防止は国際的に協力して対応すべき課題であり、国際獣疫事務局(OIE)や国連食糧農業機関(FAO)などの国際機関の主導のもと、関係国が連携・協力することにより、アフリカ豚熱の発生拡大・まん延防止を図り、各国への侵入リスクを低減。

○ G7首席獣医官会合

- ・ 2019年5月24日、第3回首席獣医官会合(フランス)において、各国におけるアフリカ豚熱や豚熱に対する防疫措置について、技術的な意見交換が実施され、アフリカ豚熱及び豚熱対策における通報の徹底やバイオセキュリティ、サーベイランス、野生動物の管理、ワクチン、国境貿易、啓発活動等について提言。

参加国・機関: G7各国(日本、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、米国、カナダ)の首席獣医官、EU、OIE、国連食糧農業機関(FAO)、世界銀行から約20名が参加(我が国からは、首席獣医官である熊谷農林水産省動物衛生課長が出席)



第3回首席獣医官会合 出席者代表

○ アフリカ豚熱に関するハイレベル国際会議(ベルリン農業大臣会合サイドイベント)

- ・ 2020年1月17日、ベルリン農業大臣会合(2020年1月18日、ドイツ)のサイドイベントとしてアフリカ豚熱に関するハイレベル国際会議が開催され、各国間の情報共有の強化と透明性の確保、国際的な連携と世界戦略策定の重要性、研究分野での連携を行う必要があることが確認された。各国閣僚、OIE、FAO等が参加し、我が国からは、江藤農林水産大臣が出席。



第3回首席獣医官会合 会議の様子

アフリカ豚熱に対する国際協力について(OIE等の活動)

○ OIE等の国際機関における活動



(1) OIE総会

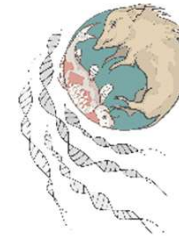
- 2019年5月26日～31日、第87回OIE総会(フランス)において、アフリカ豚熱への対応について農家等への知識啓発、農場のバイオセキュリティの強化、早期摘発等の重要性が確認され、啓発活動、バイオセキュリティの強化、透明性の確保、畜産物や動物の密輸対策、地域の連携、研究協力等に関するASF国際協力の決議が採択。
→GF-TADs(OIEとFAOによる越境性動物疾病防疫のための世界的枠組み)の下、2020年にGlobal control of African swine feverを策定。



第87回OIE総会 開会式の様子
(21カ国の農業省の政務が出席)

(2) OIEアジア・極東・太平洋地域総会

- 2019年9月2日～6日、仙台市で開催された第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会において、アフリカ豚熱に対して連携して対処していくことについて確認がなされるとともに、アフリカ豚熱への協力強化に関する決議が採択。



第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会
集合写真(1列目中央:濱村農林水産大臣政務官)

(3) OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合

- 第1回(中国・2019年4月)
定期的な会合を通じてアジア地域におけるアフリカ豚熱対策の技術的課題を検討していくことを確認。
- 第2回(東京・2019年7月)
発生状況と対策を共有するとともに、水際検疫やバイオセキュリティなどの技術的課題について議論。
- 第3回(ベトナム・2019年11月)
発生国の発生状況と対策が共有されるとともに、関係機関とのコミュニケーションと啓発について議論。
- 第4回(オンライン・2020年4月)・第5回(オンライン・2021年9月)
各国の発生状況等について情報共有。



第1回OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合の様子



第2回OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合
集合写真(1列目中央:吉川農林水産大臣)

諸外国との検疫協議による輸出環境整備について

- 輸出解禁協議は、輸出促進法に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」に従って実施。このうち、畜産物の家畜衛生に係る部分を動物衛生課で担当。相手国への解禁要請、相手国による疾病のリスク評価、検疫条件の協議といったステップを経る必要がある。
- また、日本国内で豚熱や鳥インフルエンザ等の家畜疾病が発生した場合でも、発生した地域以外から輸出を継続できるよう、地域主義の適用について諸外国との間で協議。

シンガポール：畜産物の携行品 輸出解禁

- 平成28年1月：
豚肉、牛肉とこれらの加工品
- 平成28年9月：鶏卵

<主な要件>

牛肉、 豚肉等	国内産	個人 消費	5kg 以内
鶏卵	国内産	個人 消費	30個 以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易
証明書（シール形式）を添付

<輸出実績>

牛肉：8.5億円（46トン）
豚肉：240万円（0.9トン）
平成28年1月～令和2年12月
※動物検疫所検査実績より

台湾：牛肉の輸出解禁

- 平成29年9月：解禁

<主な要件>

- 厚生労働省が認定し、台湾政府
当局が承認した食肉処理施設に
由来すること。
- 月齢30ヶ月未満の牛に由来すること。

<輸出実績>

・牛肉：41億円（815トン）
令和2年1月～12月
※財務省貿易統計より

鳥インフルエンザへの対応

- 令和2年11月の鳥インフルエン
ザ発生後、輸出の継続について
相手国と同意

<主な要件>

- 発生県で生産及び処理された家き
ん肉、卵でないこと。

<地域主義適用国・地域>

香港、カンボジア、ベトナム、シンガ
ポール、マカオ、アメリカ合衆国

<輸出実績>

・香港向け鶏肉：14.9億円（6,232トン）
・香港向け殻付き卵：45億円（17,779
トン）

令和2年1月～12月
※財務省貿易統計より

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(令和3年10月15日現在)

品目		国・地域	貿易量(令和2年)
牛肉		カンボジア、香港、台湾、米国、シンガポール、EU、タイ、マカオ、ラオス、タジキスタン、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、フィリピン、豪州、UAE、サウジアラビア、インドネシア、スイス、ロシア、ニュージーランド、カタール、ミャンマー、バーレーン、モンゴル、アルゼンチン、ブラジル、バングラデシュ、ウルグアイ等	4,845トン(289億円)
豚肉		香港、シンガポール、マカオ、カンボジア、ベトナム、タイ等	2,454トン(18億円)
家きん肉		香港、カンボジア、ベトナム、マカオ、シンガポール等	9,882トン(21億円)
殻付き家きん卵		香港、シンガポール、米国、マカオ等	18,128トン(46億円)
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ、EU※1等	7,829トン(18億円)
	チーズ	台湾、ベトナム、香港、タイ、EU※1等	988トン(15億円)
	育児用粉乳	ベトナム、台湾、香港、カンボジア、EU※1等	8,900トン(136億円)
	アイスクリームその他氷菓	香港、台湾、中国、シンガポール、米国、カナダ、EU※1等	6,806トン(46億円)
牛皮		タイ、韓国、香港、ベトナム、インド、台湾等	14,045トン(6億円)
豚皮		タイ、韓国、ベトナム、カンボジア、香港等	64,604トン(47億円)

2. 現在解禁に向けて協議中の主な品目及び国・地域

資料:財務省「貿易統計」

○牛肉:中国、韓国

○豚肉:EU、米国、中国、台湾※2、韓国

○家きん肉:米国、ロシア、中国

○家きん卵:ロシア、中国

○乳・乳製品:中国 ○牛・豚原皮:中国、台湾※2

※1 今後、厚生労働省が施設認定のための手続きを定める予定

※2 岐阜県における豚熱の発生を受けて、台湾は日本全国からの豚肉、豚皮等の輸入を停止中

参 考 資 料

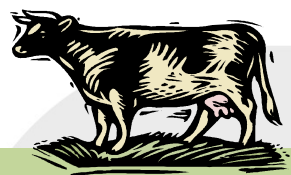
動物衛生に関する情勢

- 国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。
- これを受け、家畜伝染病予防法を改正する等、動物衛生体制を充実。

年	できごと	
	国内	海外
1992 (H4)	OIE東京事務所の開設。	イギリスでのBSE発生数がピーク。 イギリスでH5N1発生。
1996 (H8)	CSF撲滅体制確立対策事業開始。	
1997 (H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツでCSF発生。
2000 (H12)	FMDが宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001 (H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。スペイン、ドイツでCSF発生。
2003 (H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルペスが発生。	米国でBSE発生。
2004 (H16)	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのAI (H5N1) 発症が多数報告。
2007 (H19)	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	米国でメラミン混入の中国産蛋白質原料でペットの健康被害が発生。
2010 (H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011 (H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてOIEによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013 (H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでのAI (H7N9) が発生。
2015 (H27)	CSFについてOIE清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。	
2016 (H28)	農研機構動物衛生研究部門が牛疫のOIEレファレンスラボラトリーに認定。	
2017 (H29)	乳製品の動物検疫開始。	
2018 (H30)	国内で26年ぶりとなるCSFが発生。	中国でアジア初となるASFが発生。
2019 (H31/R1)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。	韓国でASFが発生。
2020 (R2)	家伝法改正（予防的殺処分の対象疾病にASF追加、家畜防疫官の権限等の強化等）。 CSFについてOIE清浄国のステータス消失。 HPAIの発生で過去最大の殺処分羽数。	
2021 (R3)		ASFが中米（ドミニカ共和国、ハイチ）に拡大。

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	402百戸	241万頭
乳用牛	135百戸	139万頭
養豚	50百戸	873万頭
採卵鶏	145百戸	1億9千万羽
ブロイラー	40百戸	1億5千万羽

令和2年2月1日現在

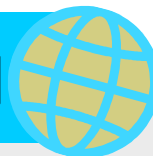
自衛防疫団体

都道府県
家畜保健衛生所
168か所
(病性鑑定施設を含む)

獣医師 2,049名
(令和3年3月31日現在)

(厚) 保健所 472か所
(平成31年4月1日現在)

○ I E 等の国際機関



農林水産省
消費・安全局



動物検疫所



本所

8支所、18出張所
家畜防疫官 508名
(令和3年10月現在)

動物医薬品検査所
動物衛生研究部門



家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年）の概要

令和2年4月3日公布、施行期日：公布の日から3月以内（ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4①については令和3年4月1日）。

→令和2年7月1日

→令和2年4月3日

→令和3年4月1日

背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたCSF（豚熱）については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、現在に至ってもなお終息に至っていない。
- このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延の防止を図る必要。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域においてASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾患（※）の侵入防止を徹底する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

改正の概要

議員立法で措置（ASF関連に限る）

1 家畜の伝染性疾患の名称変更（豚熱、アフリカ豚熱、その他）

【改正後第2条第1項の表等】

2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

【改正後第2条の2から第2条の4まで】

3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

- ① 衛生管理区域に入る者にのみ又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置。

【改正後第8条の2、第28条等】

- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。

【改正後第12条の3の2】

- ③ 飼養衛生管理の指導等に係る指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度を創設。

【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】

- ④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）。

【改正後第34条の2（改正後第47条）】

- ⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるよう措置。

【改正後第12条の7】

- ⑥ 飼養衛生管理に関する罰則を強化。

【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】

4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け

（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）

- ① 野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。

【改正後第31条第2項等】

- ② 野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所とその他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。

【改正後第25条の2、第26条、第28条の2等】

5 予防的殺処分の対象疾患の拡大【改正後第17条の2】

- ① 予防的殺処分の対象疾患にASFを追加。
- ② 野生動物で口蹄疫又はASFの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。

6 家畜防疫官の権限等の強化

- ① 出入国者の携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置。

【改正後第40条第5項及び第45条第5項】

- ② 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置。

【改正後第46条第4項】

- ③ 動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置。

【改正後第46条の4第1項】

- ④ 輸出入検疫に関する罰則を強化。

【改正後第63条、第69条等】

国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。

国内での具体的な取組

発生予防

- ・ 飼養衛生管理の徹底

飼養衛生
管理基準

早期発見

- ・ 発生状況の把握
(サーベイランス)
- ・ 正しい知識の普及
- ・ 早期発見・早期届出

特定家畜
伝染病
防疫指針
ほか

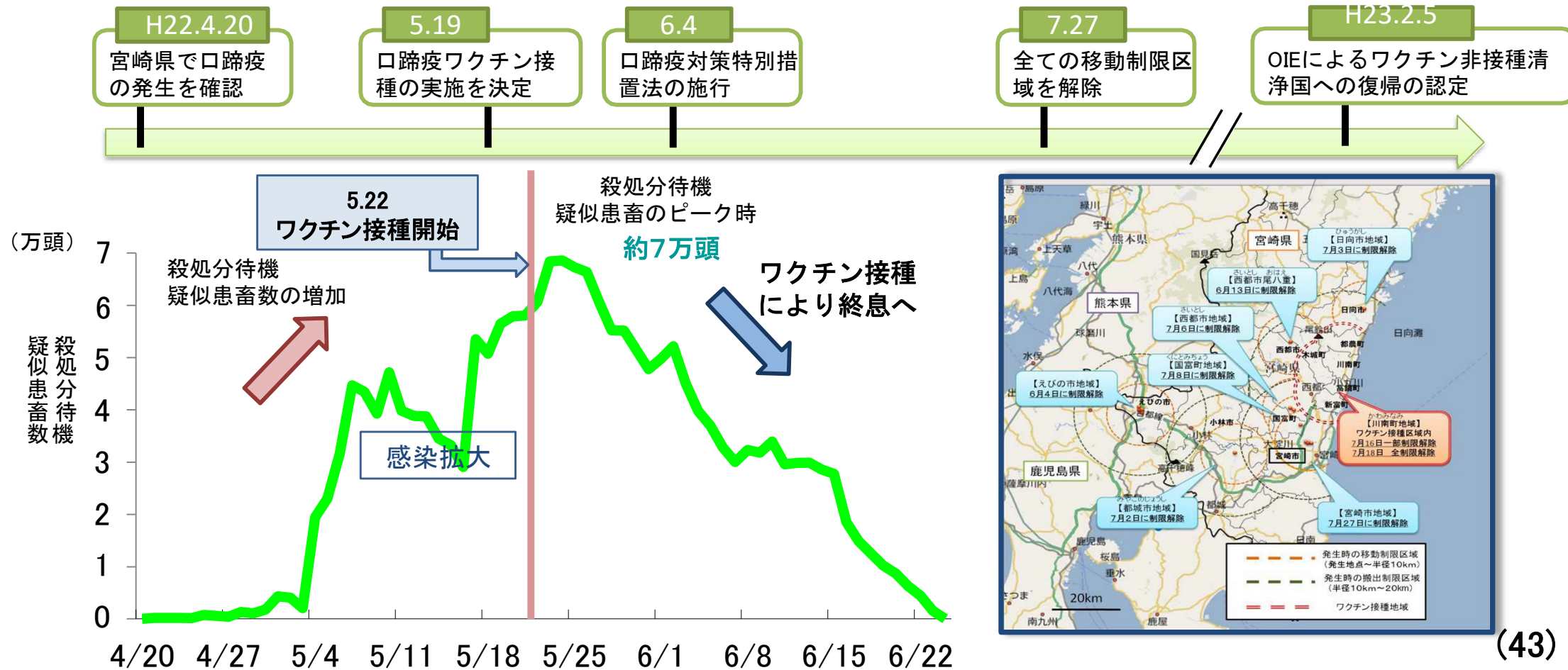
まん延防止

- ・ 感染家畜のとう汰
- ・ 移動の制限
- ・ 周辺農場の検査

○ 過去の発生事例

(1) 平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生及び防疫措置

- ・平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生(292戸で発生、210,714頭を殺処分)。
- ・移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施(ワクチン接種殺処分:87,094頭)。
- ・この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。



○ 過去の発生事例

(2) 近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽(山口県、大分県、京都府)
(※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽(宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽(島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽(熊本県)
12～1月…4県5事例 約35万羽(宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽(青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽(香川県)

<令和2年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽(香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<平成17年度の発生> H5N2亜型(低病原性)

6～12月…2県41事例 約578万羽(茨城県、埼玉県)

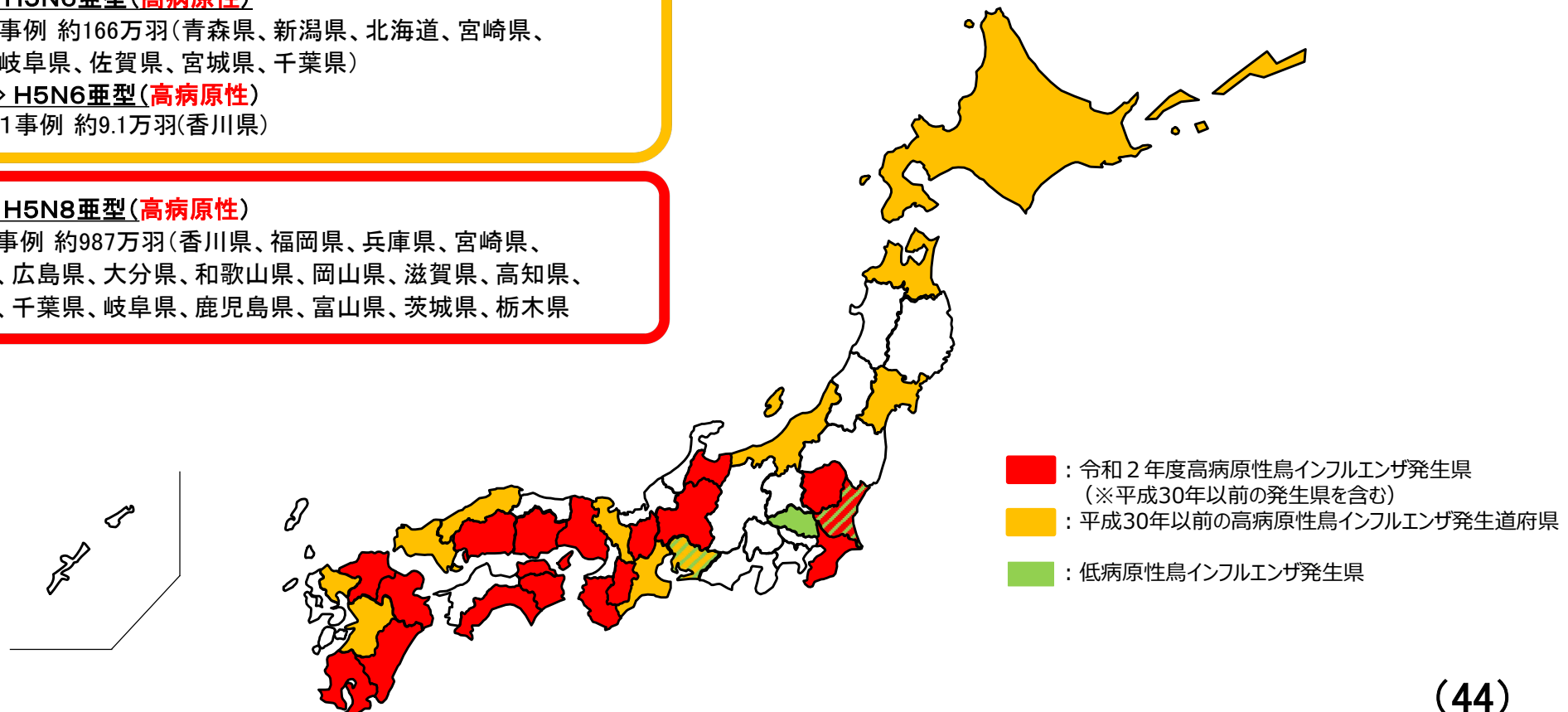
<平成20年度の発生> H7N6亜型(低病原性)

2～3月…1県7事例(うずら) 約160万羽(愛知県)

※野鳥における発生

・平成20年 全3県
・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)

- ・平成26～27年 全6県12例(H5N8型)
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例(H5N6型)
- ・平成29～30年 全3都県45件(H5N6型)
- ・令和2～3年 全18道県58件(H5N8型)



(参考) 厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲
国内措置	◎平成13年10月18日施行:全頭を対象としたBSE検査 ↓ ◎平成17年8月1日施行:21か月齢以上 ↓ ◎平成25年4月1日施行:30か月齢超 ↓ ◎平成25年7月1日施行:48か月齢超 ↓ ◎平成29年4月1日施行:検査廃止(健康牛)	◎平成13年10月18日施行: ・全月齢の頭部、脊髄、脊柱、及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年4月1日施行: ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く)、脊髄及び脊柱
国境措置(輸入牛肉等に対する要件)	◎平成17年12月12日施行: ・米国:20か月齢以下 ・カナダ:20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行: ・米国:30か月齢未満 ・カナダ:30か月齢以下 ・オランダ:12か月齢以下 ・フランス:30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド:30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行: ・ポーランド:30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行: ・オランダ:30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行: ・ノルウェー:30か月齢以下 ・デンマーク:30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行: ・スウェーデン:30か月齢以下	◎平成28年5月2日施行: ・イタリア:30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行: ・スイス:30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン:30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行: ・オーストリア:30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行: ・英国:30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行: ・米国、カナダ、アイルランド:月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行: ・スペイン:30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行: ・フランス:月齢制限撤廃 ◎令和3年8月31日施行: ・デンマーク:月齢制限撤廃
	◎平成27年12月21日施行: ・ブラジル:48か月齢以下 ※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ	◎平成17年12月12日施行: ・頭部、脊髄、脊柱及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年2月1日施行: ・(全月齢)回腸遠位部、扁桃、(30か月齢超)頭部(舌、頬肉除く)、脊髄、脊柱 (米国、カナダ、フランス、オランダ) ◎平成27年12月21日施行: ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髄及び脊柱(左記輸入月齢の牛について)

厚生労働省の諮問内容(平成23年12月)

以下の場合のリスクを比較:

1 国内措置

(1)検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

(2)SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

2 国境措置 (米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1)月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。

(2)SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

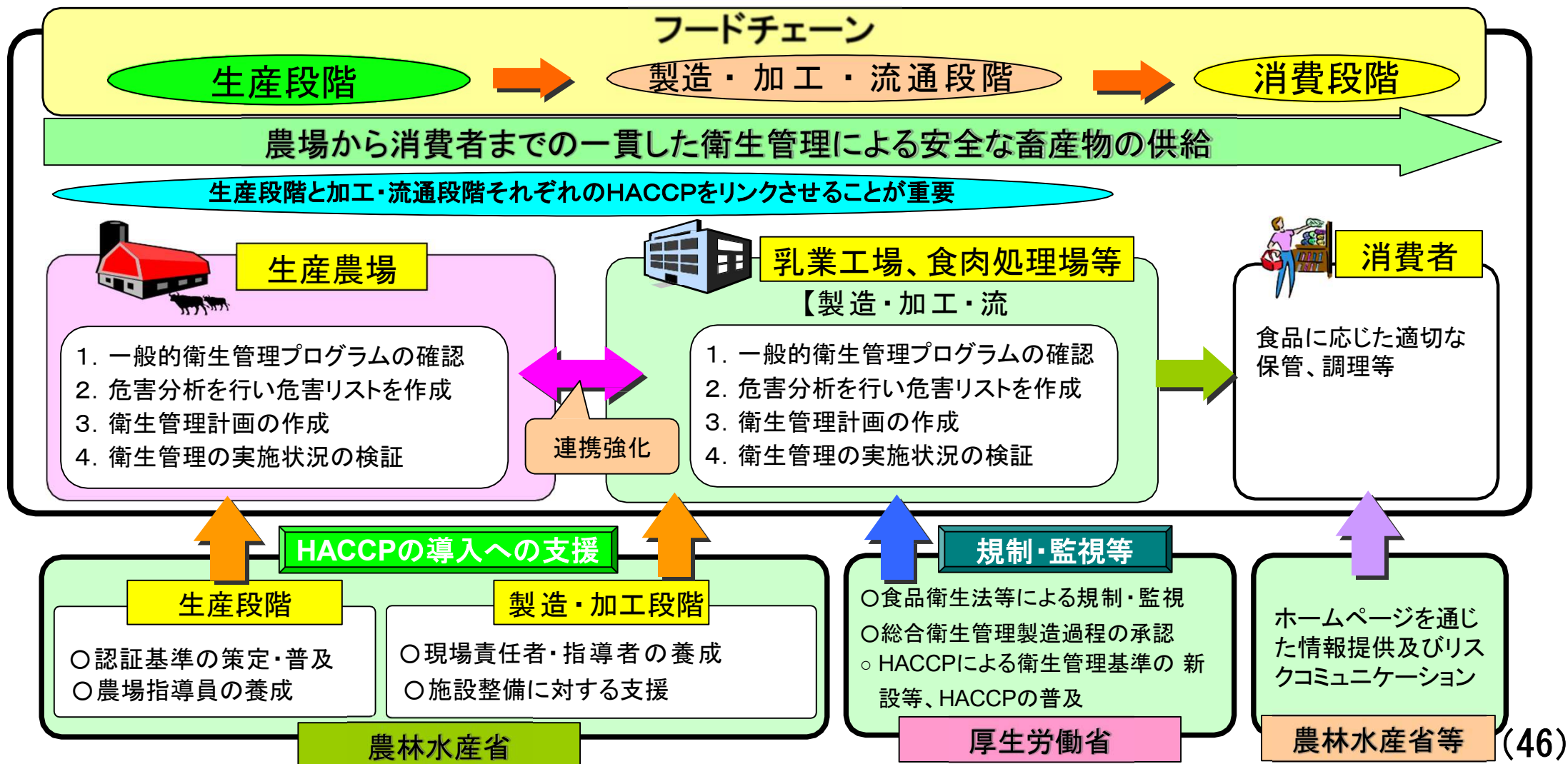
3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国(上記4か国以外)

・アイルランド、ポーランド(平成25年4月)
 ・ブラジル(平成25年4月)・スウェーデン(平成27年1月)・ノルウェー(平成27年2月)・デンマーク(平成27年3月)・スイス・リヒテンシュタイン(平成27年5月)
 ・イタリア(平成27年9月)・オーストリア(平成28年9月)・英国(平成29年8月)・スペイン(平成31年3月)・ドイツ(令和2年5月)

我が国畜産物の安全の確保について

- 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施



動物検疫の取組

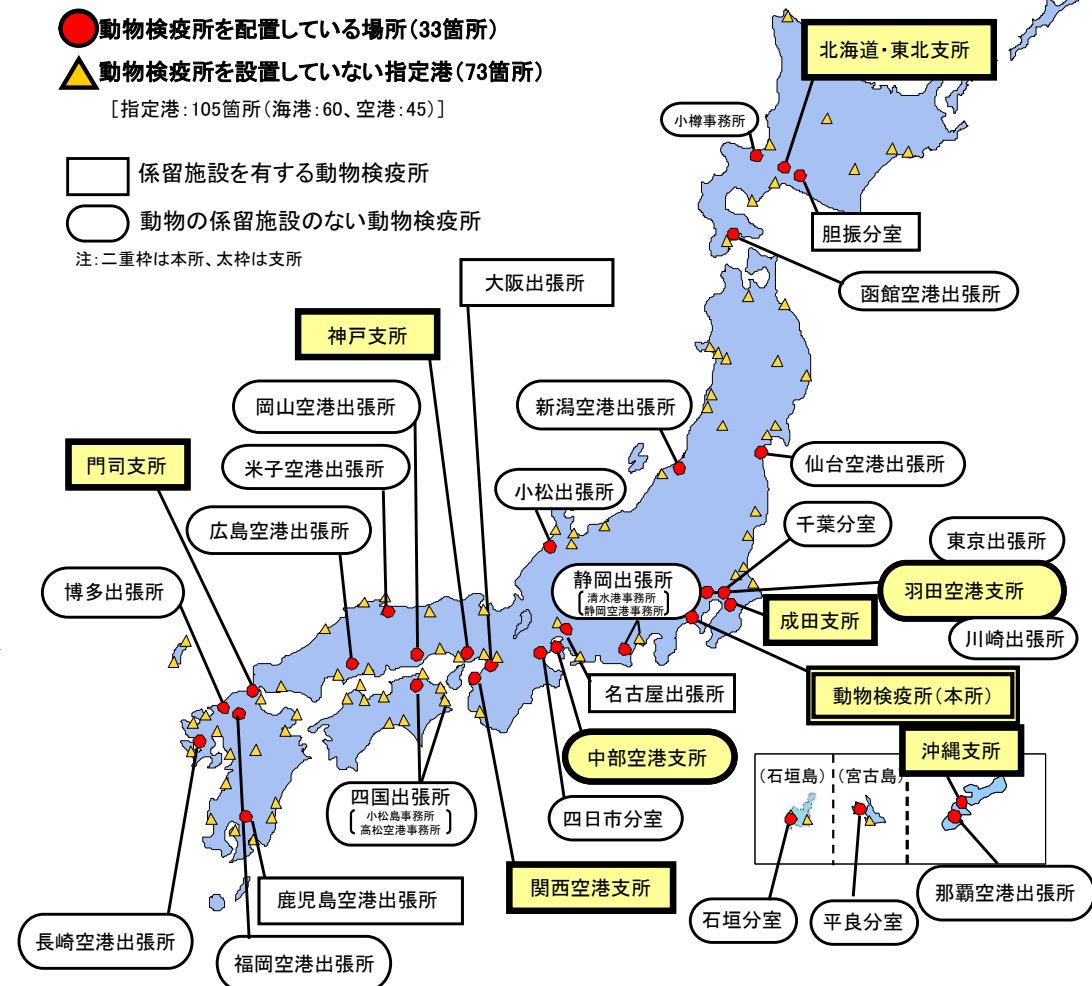
(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾病の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に8支所・18出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】



(2021年10月現在)

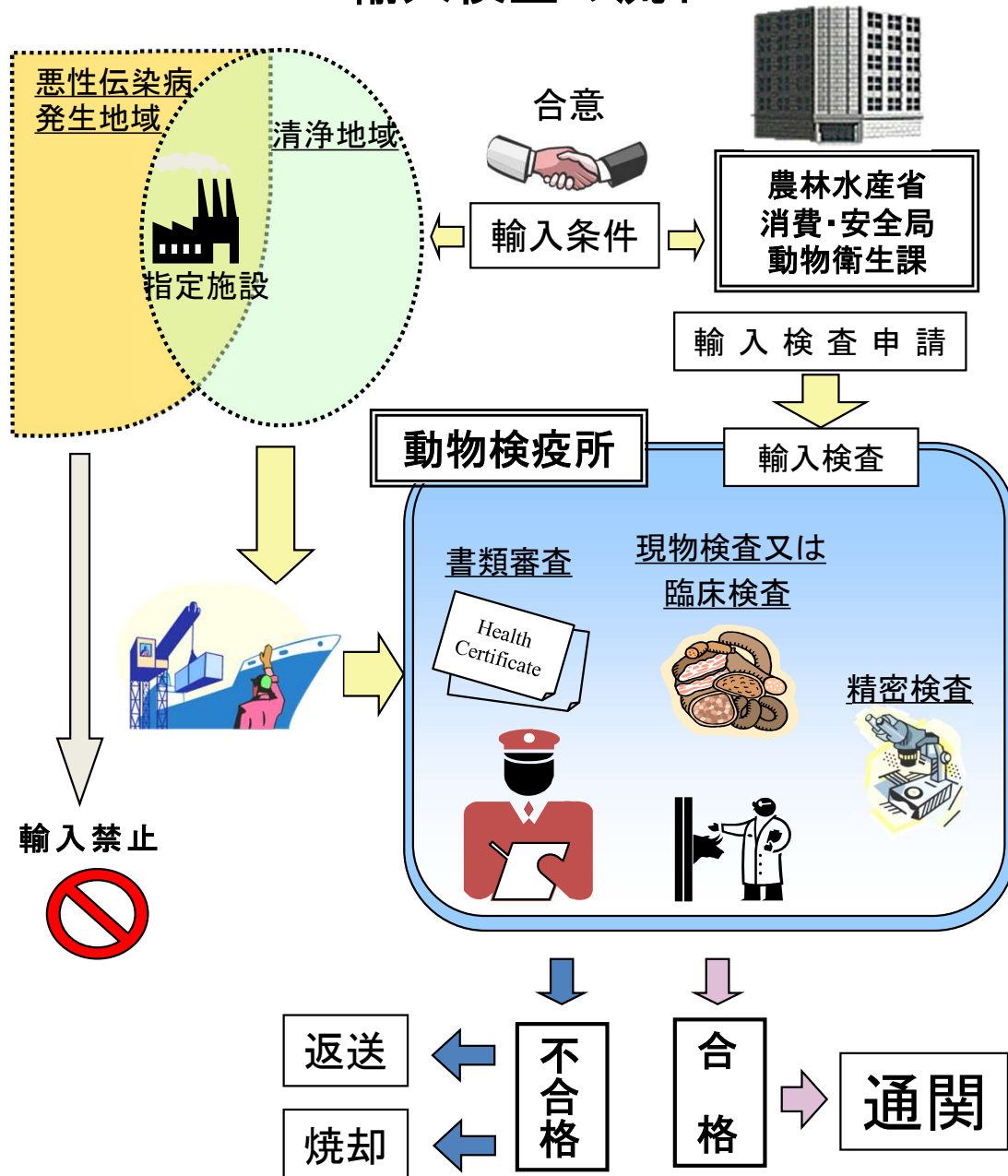
【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
家畜防疫官数(人)	373	376	394	402	416	435	460	481	491	508
機関数(か所)	24	24	25	25	25	25	25	27	27	27

注:定員は年度末定員。

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

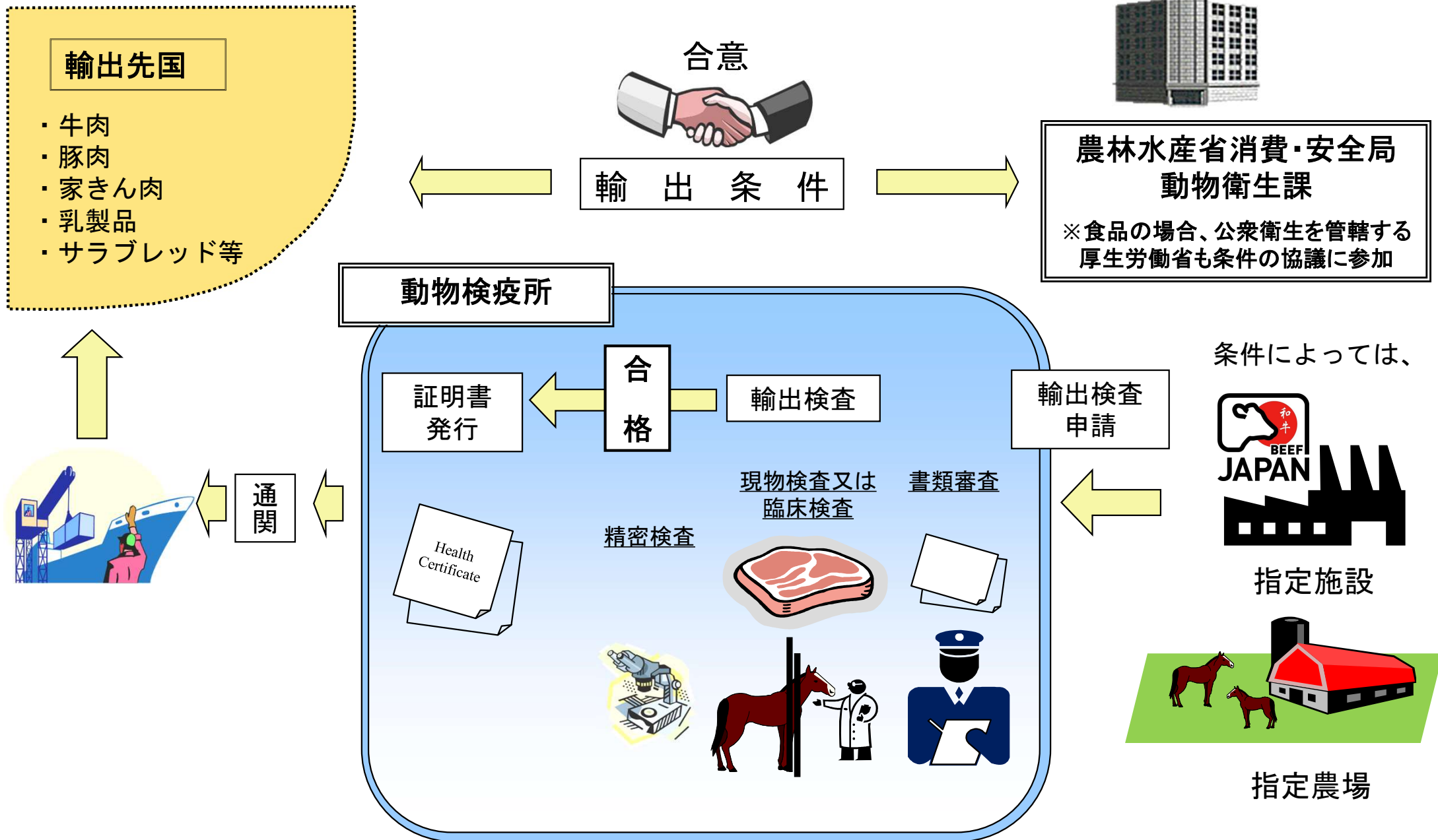
	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
サル	30日	*
兎など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

輸出検査の流れ



動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- 家畜防疫対策室**
- ・保健衛生班
- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・調査分析班
- ・病原体管理班
- ・野生動物対策班
- 国際衛生対策室**
- ・国際衛生企画班
- ・多国間調整班
- ・リスク分析班
- ・輸出検疫環境整備班
- ・輸入検疫企画班
- ・査察調整班
- ・検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病的発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)(平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和22年法律第233号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

いのち
生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ

時代の変化を見通して政策を提案し、

その実現に向けて全力で行動します。

農林水産省